

第 2 編

基本計画編

◆第 1 章 災害予防計画

第1節 避難行動計画

(全 部)

災害発生時に円滑な避難を行うためには、平常時からの取組みが重要である。そのため、村、県及びその他防災関係機関は、日頃から適切な避難計画の整備、避難対策の推進を図る。

1 定義

(1) 避難について

本計画では、「避難」を「安全確保行動」と定義づけ、「災害から生命、身体を守る危険回避行動」と「自宅を離れて一定期間仮の生活をおくる行動」の2つに分類する。本節でいう「避難」は、「災害から生命、身体を守る危険回避行動」を意味するものである。

(2) 用語について

本節において使用している用語は次のとおりとする。

- ア 指定緊急避難場所……切迫した災害の危険から逃れるための場所又は施設
- イ 指定避難所……一定期間滞在して避難生活を送る場所

2 避難路の選定基準

村は、次の事項に留意して避難路を選定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

- (1) 避難路は、原則として指定緊急避難場所又はこれに準ずる安全な場所に通じる道路とする。
- (2) 避難路は、可能な限り崖、河川等により水害・土砂災害の危険がない道路とする。
- (3) 避難路は、道路沿いに火災、爆発等の危険性の大きい工場等がない道路とする。
- (4) 避難路となる道路、橋梁及びトンネル等、道路施設自体の安全性について十分検討し、必要ならば適切な措置を講ずる。

3 指定緊急避難場所の指定

(1) 指定基準

村長は、災害時における緊急の避難場所として、以下の基準に適合する施設又は場所を、災害の種類ごとに指定する。

ア 災害の種類

- (ア) 洪水
- (イ) 崖崩れ、土石流及び地すべり
- (ウ) 大規模な火事
- (エ) 内水はん濫・外水はん濫による浸水

イ 指定基準

- (ア) 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において居住者、滞在者その他の者

(以下「居住者等」という。) 等に開放されること。

- (イ) 居住者等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分（人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがないと認められる土地の区域（以下「安全区域」という。）外にある指定緊急避難場所の場合は、当該部分及び当該部分までの避難上有効な階段その他の経路）について、物品の設置又は地震による落下、転倒若しくはその他の事由により避難上の支障を生じさせないものであること。
- (ウ) 災害が発生した場合において、安全区域内にあるものであること。ただし、(イ)、(オ)に適合する施設については、この限りでない。
- (エ) 災害により生ずる水圧、波力、震動、衝撃その他の予想される事由により当該施設に作用する力によって損壊、転倒、滑動又は沈下その他構造耐力上支障のある事態を生じない構造のものであること。
- (オ) 洪水等が発生し、又は発生するおそれがある場合に使用される施設にあっては、想定される洪水等の水位以上の高さに居住者等の受入れの用に供すべき屋上その他の部分が配置され、かつ、当該居住者受入用部分までの避難上有効な階段その他の経路があること。
- (カ) 指定緊急避難場所の必要面積は、おおむね 1 m² 1 名を目安とすること。

(2) 指定に当たっての注意事項

- ア 村長は、指定緊急避難場所を指定しようとするときは、当該指定緊急避難場所の管理者の同意を得なければならない。
- イ 要避難地区住民の全ての住民（昼間人口も考慮）を収容できるよう配置する。
- ウ 地区分けをする場合は、集落単位を原則とするが、主要道路、河川等を境界とし、住民がこれを横断して避難することはできるだけ避ける。

(3) 県への通知

村長は、指定緊急避難場所を指定したときは、その旨を、知事に通知するとともに公示しなければならない。

(4) 指定の取消

村長は、当該指定緊急避難場所が廃止され、又は基準に適合しなくなったと認めるとときは、指定を取り消す。その際、その旨を、知事に通知するとともに、公示しなければならない。

(5) 住民への周知

村は、円滑な避難を図るため、住民に対してあらかじめ以下に関する情報の周知徹底を行う。

- ア 指定緊急避難場所の名称、所在地、対象地区及び対象人口
- イ 指定緊急避難場所への誘導方法
- ウ 要配慮者の安否確認、避難誘導等の支援体制

4 指定緊急避難場所及び避難路の整備

村は、指定緊急避難場所及び避難路に当たり、自ら、若しくはその管理者（設置者）と十分調

整を図り、次のとおり整備に努める。

- (1) 指定緊急避難場所に指定されている施設等の安全性・耐震性の確保
- (2) 高齢者やしうがい者等に配慮した指定緊急避難場所への避難誘導標識等の整備
- (3) 幅員や明るさなど避難路における通行の安全性の確保
- (4) 近隣居住者等を加えた指定緊急避難場所の鍵の分散管理

5 指定緊急避難場所の公表

村は、指定緊急避難場所の安全性や整備状況について把握し、毎年住民に公表するよう努める。

6 具体的な発令基準の策定

村は、県の支援を受け、発災時に迅速かつ的確な避難勧告等の発令が行えるよう、避難勧告等に係る具体的な発令基準や伝達方法等を示した「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を策定する。

7 住民への情報伝達手段の確保

村は、災害の発生時において確実に住民に情報が伝達できるよう、下記に挙げる複数の情報伝達手段の確保に努める。また、公共情報コモンズ等の県内普及に向けて、県と連携し検討を進める。

その際は、高齢者、しうがい者等への配慮を行う。

- (1) 防災行政無線の屋外スピーカーや戸別受信機
- (2) 広報車による呼びかけ
- (3) その他（携帯事業者のエリアメール、緊急速報メール）

8 住民への周知及び啓発

村は、円滑な避難が行われるよう住民に対し、広報紙、掲示板、パンフレット等により、地域の指定緊急避難場所や避難路、避難勧告等の発令基準などを周知する。さらに、ハザードマップを作成し、浸水想定区域等、地域の危険性についても周知する。また、避難勧告等に対応する警戒レベルを明確にして、警戒レベルに対応したるべき避難行動がわかるように周知する。その際、ハザードマップは安全な場所を示す「安全マップ」ではないことを理解してもらうようにする。

また、村は災害時の迅速な住民避難につながるよう、災害に関する情報を自らが積極的に収集して早めに避難することの重要性や、降雨時には山や川に近づかないことを住民に対し啓発するようとする。

避難勧告等の発令後には、被害の有無や村内の状況等を住民に周知する。

【関係機関】

以下の施設の管理者は、次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、避難訓練等を行い、避難の万全を期する。

(1) 学校

ア 学校においては、それぞれの地域の特性を考慮したうえで、園児、児童及び生徒の身体及び生命の安全を確保するために、次の事項に留意して避難計画を作成する。

- (ア) 避難場所及び避難経路の選定・確保
- (イ) 避難誘導及びその指示・伝達の方法
- (ウ) 避難後の教育・保健・衛生・給食等の実施方法
- (エ) 児童生徒等の保護者への引渡し方法及び地域住民の避難場所となる場合の学校施設への受入方法

(2) 社会福祉施設等

ア 社会福祉施設等においては、それぞれの地域の特性等を考慮したうえで、次の事項に留意して避難計画を作成する。

- (ア) 避難場所及び避難経路の選定・確保
- (イ) 避難誘導、他の施設への移送及びその指示・伝達の方法
- (ウ) 避難後の保健・衛生・給食等の実施方法

第2節 避難生活計画

(全 部)

村は、避難所の指定や避難所運営訓練等、日頃から地域住民と協力し、災害発生時に円滑な避難所運営ができるよう努める。また、在宅被災者等についても、必要な情報や物資を確実に受け取れるよう、その支援体制の整備に努める。

1 避難の定義

本計画では、「避難」を「安全確保行動」と定義づけ、「災害から生命、身体を守る危険回避行動」と「自宅を離れて一定期間仮の生活をおくる行動」の2つに分類する。本節でいう「避難」は「自宅を離れて一定期間仮の生活をおくる行動」を意味するものである。

2 指定避難所の指定

(1) 指定基準

村長は、次の事項に留意して避難所を指定し、日頃から住民への周知徹底に努める。

ア 避難のための立退きを行った居住者等又は被災者（以下、「被災者等」という。）を滞在させるために必要かつ適切な規模であること（避難者の必要面積は、おおむね3.3m²1名を目安とする。）。

イ 速やかに被災者等を受け入れ、生活関連物資を配布することが可能な構造又は設備を有すること。

ウ 想定される災害による影響が比較的少ない場所にあること。

エ 車両その他の運搬手段による輸送が比較的容易な場所にあること。

オ 主として高齢者、しうがい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下、「要配慮者」という。）を滞在させることが想定されるものにあっては、要配慮者の円滑な利用の確保、要配慮者が相談し、又は助言その他の支援を受けることができる体制の整備その他の要配慮者の良好な生活環境の確保に資する事項について基準に適合すること。

カ なるべく被災地に近く、かつ、集団的に収容できること。

(2) 指定に当たっての注意事項

村長は、指定避難所を指定しようとするときは、当該指定避難所の管理者の同意を得なければならない。

(3) 県への通知

村長は、指定避難所を指定したときは、その旨を、知事に通知するとともに、公示しなければならない。

知事は、村長から指定の通知を受けた際は、その旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。

(4) 指定の取消

村長は、当該指定避難所が廃止され、又は基準に適合しなくなったと認めるときは、指定を取り消す。その際、その旨を、知事に通知するとともに、公示しなければならない。

(5) 住民への周知

村長は、広報紙、掲示板、パンフレット等により、指定避難所の場所を周知する。

3 多様な施設の利用

(1) 県有施設の利用

村は、指定避難所の不足に備えて県有施設の指定を検討する。

県は、村から県有施設の避難所指定について依頼があった場合は、指定避難所としての使用に協力する。

(2) 民間施設の利用

村は、指定した避難所では避難者に対して収容人数が不足する場合に備えて、寺院やホテル、旅館等の民間施設の利用についても検討する。

(3) 隣接市等における受入体制の検討

村は、避難所の不足に備えて、隣接市等との間で災害発生時における避難者の受入れ等に関する検討を事前に行っておく。

(4) その他の施設の利用

村は、国の施設や個人の住宅も指定避難所の対象として検討する。

4 指定避難所の整備

村は、指定避難所について、自ら、若しくはその管理者（設置者）と十分調整を図り、次のとおり施設・設備の整備に努める。

(1) 指定避難所に指定されている施設等の耐震性の強化

指定避難所として指定する施設は、耐震性、耐火性の確保に加え、非構造部材についても耐震対策を図るようにする。

(2) 設備の充実による避難施設としての機能強化

ア 非常用電源、自家発電機

イ 衛星携帯電話等複数の通信手段

ウ 照明設備

エ 食料、飲料水、生活用品

オ マスクや手指消毒液

カ 暖房器具

キ マッチ、プロパンガス、固体燃料等の燃料

ク 簡易トイレ

ケ パーティション 等

(3) 要配慮者や、女性、乳幼児等を考慮した避難施設・設備の整備

ア 紙おむつ等の介護用品

イ 高齢者や食物アレルギーをもつ人に対応した食事

ウ 生理用品

エ 粉ミルク、おむつ等の乳幼児用品

(4) 指定避難所の鍵の分散管理

鍵の分散によるリスク回避のため、指定避難所の鍵を近隣に居住する者複数名に管理させるなどして、迅速・確実な避難所開設を目指すように努める。

5 指定避難所の公表

村は、指定避難所の安全性や整備状況について把握し、毎年住民に公表するよう努める。

6 避難所の運営

村は、自主防災組織などと協力して、避難所運営に関する以下の対策を実施する。

(1) 避難所運営マニュアルの作成

村は、災害時における迅速かつ円滑な避難所の管理・運営等を図るため、県が作成した「奈良県避難所運営マニュアル」に基づき、地域の実情に応じた適切な避難所運営のためのマニュアルに基づき運営する。

(2) 住民等による避難所の運営体制の整備

村は、地域による避難所の自主運営の考え方について周知を行い、災害時の円滑な自主運営体制の確立を図る。

(3) 避難所開設・運営訓練の実施

村は、地域の自主防災組織や住民等と協力し、避難所運営マニュアルに沿った避難所開設・運営訓練を実施し、実際の災害に備えることとする。

7 在宅被災者等への支援体制の整備

村は、在宅被災者が食料・物資及び必要な情報や支援・サービスを確実に受け取ることのできるよう、支援体制の整備に努める。

第3節 要配慮者の安全確保計画

(総務課・住民福祉課)

要配慮者とは災害時に特別な援護を必要とする者であり、一般的には、高齢者、しうがい者、妊産婦、乳幼児、外国人等が挙げられる。その中でも、災害時に自ら避難することが困難であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要する者は「避難行動要支援者」とされ、その名簿作成が義務づけられた。なお、平常時には支援が必要でなくとも、被災による負傷や長期間の避難生活等により要配慮者になりうる点にも留意が必要である。

1 要配慮者の実態把握

村は、要配慮者についてあらかじめケアマネジャー、民生児童委員等の協力を得て自主防災組織や行政区等の範囲ごとに、プライバシーの保護については十分配慮のうえ、介護を要する高齢者やしうがい者等の所在、災害時における保健福祉サービスの要否等、在宅の要配慮者の実態把握に努める。

2 避難行動要支援者名簿の整備・保管

(1) 災害時に迅速かつ効率的に避難誘導・安全確認等ができるよう、災害対策基本法の規定に基づき、必要な情報を収集して避難行動要支援者名簿（以下「名簿」という。）の作成及び定期的更新を行う。

【避難行動要支援者の範囲】

生活の基盤が自宅にある者のうち、次の要件に該当する者とする。

- ① 要介護認定3以上の者
- ② 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する者（心臓、腎臓機能障害のみで該当する者は除く）
- ③ 療育手帳A判定の者
- ④ 精神障害者保健福祉手帳1級の者
- ⑤ 障害支援区分4以上の者
- ⑥ 村の生活支援を受けている発達しうがい者及び難病患者等
- ⑦ ①～⑥以外で避難支援団体が支援の必要を認めた者
- ⑧ ①～⑦以外で本人又は当該家族から申し出があった者

名簿情報の収集・更新に当たっては、民生委員・児童委員や自治会役員など地域住民の協力を得て行う場合も多いことから、地域コミュニティの活性化を図るなど、避難行動要支援者が安心して地域に情報提供ができる雰囲気づくりが大切である。

また、難病患者情報等村のみでは収集できないものについては、県に情報提供を求めるとともに、上記対象者以外の65歳以上の独り暮らしの者、70歳以上の高齢者のみの世帯の者、

妊産婦、乳幼児、外国人等のうち避難支援が必要と判断される者がいる場合は、避難支援団体や本人等の申し出により名簿に登録する。

また、名簿は、紙及び電子媒体により作成し、当該名簿の保管は、バックアップを含め総務課及び保健福祉課で行う。

(2) 災害時には、本人の同意を得ないで名簿情報を支援者に提供することができるが、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施を図るため、村は個人情報について、平常時においても避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供する必要がある。したがって、国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」等に留意のうえ、名簿情報を適切に外部に提供する。また、提供に当たっては、名簿情報の漏えいを防止するための措置を講じる。

3 個別避難支援計画の作成

個別避難支援計画（以下「個別計画」という。）は、避難行動要支援者一人ひとりに対する避難方策等を記載したものであるが、作成に当たっては避難行動要支援者本人も参加し、避難支援者、避難所及び避難方法について確認しておくことが大切である。そして、個別計画は、避難行動要支援者本人、その家族、避難所及び村役場の必要最小限の関係部署のほか、避難支援者など避難行動要支援者本人が同意した者に配付する。その際には、誓約書等の提出により守秘義務を確保するほか、情報管理上の責任を明確にし、情報の管理方法を確立する。なお、個別計画内容に変更が生じた場合は速やかに更新する。

4 地域における支援体制のネットワークづくり

村においては、事前に把握した要配慮者の情報を基に、安否確認や避難誘導、避難所での支援を円滑に実施するため、自治会や自主防災組織、民生委員・児童委員、福祉サービス事業者等と連携を図り、必要な支援体制の整備に努める。

5 奈良県災害派遣福祉チーム（奈良DWAT）の派遣

県は、奈良県社会福祉協議会を共同事務局として、奈良県災害福祉支援ネットワークを設置し、福祉施設関係団体や福祉関係職能団体等との相互協力のもと、奈良県災害派遣福祉チーム（奈良DWAT）の人材養成や派遣体制整備を行い、災害時に避難所等に福祉専門職のチームを派遣し、要配慮者に対し適切な福祉支援を行うことにより二次被害防止を図る。村が被災した場合、避難所等に派遣要請ができる。

6 福祉避難所の整備

一般の避難所は階段や段差が多いこと、しょうがい者用のトイレがないことなど、必ずしも要配慮者に配慮したものになっていない場合が多く、また、常時介護が必要な者にとっては、一般的の避難所での生活は困難を強いられることが考えられる。このため、村は、必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活できる体制が整えられた社会福祉施設等を「福祉避難所」として指定するように努めるとともに、受入可能人数や受入条件等を明確にして、必要に応じて施設側と事前協定を締結する。

なお、国の「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等も参照し、福祉避難所の量的確保にも努めるとともに、その際に、耐震化、要配慮者に配慮したバリアフリー化や要

配慮者が使うことが想定される物資（紙おむつ、ストーマ用装具、粉ミルク等）の備蓄を検討する。医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

7 指定避難所における外国人対策

外国人が安心して避難所で過ごすことができるよう、災害に関する情報や食料・トイレ等避難生活に関する基本的な情報について、多言語や「やさしい日本語」に対応した例文やピクトグラムによる案内板をあらかじめ作成し、避難所運営マニュアル等に記載する。

災害時に外国人が迅速に避難できるよう、日頃から防災パンフレットやホームページ、SNSを活用し、多言語や「やさしい日本語」により、指定避難所の周知に努める。

8 情報伝達手段の整備

過去の災害においては、要配慮者には災害時に情報がなかなか伝達されなかつたという状況があつたことから、「災害用伝言ダイヤル（171）」、インターネット・スマートフォン等を利用した「災害用伝言板（web171）」サービスの活用を推進していくとともに、情報提供の方法についても、点字、録音、文字情報等の工夫を図る。

また、日頃から、要配慮者自身に緊急時に情報を伝えてもらえる人、安否を確認してくれる人など、情報を得る手段を確保しておくよう周知するとともに、平常時から要配慮者に関わりのある当事者団体や介護保険事業者等のネットワーク等の活用を含め、多様な伝達ルートの確保に努める。

さらに日本語理解が十分でない外国人については、情報弱者になりやすいため、災害情報の提供についてはできるだけ多言語で行えるよう、日頃から通訳者の確保に努める。短時間に情報を多言語に翻訳して情報提供するのが困難な場合には、「ピクトグラム（図記号）」や「やさしい日本語」で伝えるなど工夫を凝らす。

9 防災知識の普及方法

防災知識の普及は、しょうがい等の内容、程度及び地域実態を考慮し、おおむね次の方法により行う。

(1) 視覚機能にしょうがいのあるとき

- ア 音声情報による周知
- イ 拡大文字による周知
- ウ その他、効果的な方法の併用による周知

(2) 聴覚機能にしょうがいのあるとき

- ア 文字情報（FAX）による周知
- イ 映像による周知（テレビ、ビデオ、パソコン等）
- ウ 手話による周知
- エ その他、効果的な方法の併用による周知

(3) 日本語理解にしょうがいのあるとき

- ア 外国語、絵画等による周知
- イ その他、効果的な方法の併用による周知

(4) 地理的理解にしようがいのあるとき

ア 地図による情報の周知

イ その他、効果的な方法の併用による周知

10 避難準備・高齢者等避難開始の発令・伝達体制の整備

避難勧告の前段階の避難情報である「避難準備・高齢者等避難開始」について、あらかじめ発令基準・目安を設定するとともに、「山添村避難行動要支援者避難支援計画」に基づき、要配慮者に対する情報伝達・提供体制を整備する。(避難準備・高齢者等避難開始の発令区分・目安等については、本編第2章第1節「避難行動計画」を参照のこと。)

11 防災訓練、教育の実施

地域住民に対し、要配慮者の支援に関する知識や情報を周知するため、地域住民、自主防災組織、警察・消防・医療機関・しようがい者団体(又は関係団体)等が合同で、実際に救出訓練や避難訓練を行う。また、防災訓練には要配慮者の参加を呼びかけるとともに、専門家・支援団体を講師として、しようがいの特性に応じた支援方法の習得に努める。

さらに、可能であれば、地域の社会福祉施設等が行う防災訓練に地域住民や自主防災組織等が参加したり、災害時の相互応援協定を締結したりするなど、地域での協力体制づくりを推進する。

12 要配慮者向け生活用品・食料等の準備

村において備蓄物資を検討する場合、食料品については、最近の食生活の向上と保存食の多様化を踏まえ、乾パンなど画一的なものにならないよう、要配慮者に配慮した食料品の備蓄を検討する。備蓄が困難な場合は、民間企業等との間に協定を結ぶなど、調達体制の整備を図るとともに、紙おむつやストーマ用具など要配慮者に必要な生活用品等についても確保を図る。ただし、アレルギー対応食や常備薬などの特殊ニーズについては、要配慮者にできるだけ自分で用意するように求めることとし、大規模災害時には輸送ルートの遮断等により、物資がすぐに届かないおそれがある点にも留意する。

〔社会福祉施設及び要配慮者利用施設の管理者〕

- (1) 災害の発生に備え、あらかじめ自主防災組織等の整備、動員計画や緊急連絡体制等の確立に努めるものとする。
- (2) 公共的施設、地域の自主防災組織等と連携を図りながら災害時の協力体制づくりに努めるものとする。
- (3) 緊急時における情報伝達の手段、方法を確立するとともに、災害時における施設相互間の緊急連絡体制の整備・強化に努めるものとする。
- (4) 災害時において施設入所者が適切な行動がとれるよう防災教育を行うとともに、入所者の実態に応じた防災訓練を定期的に実施するよう努めるものとする。
- (5) 災害時に施設入所者が最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、介護用品等の備蓄を行うとともに、防災資機材や非常用自家発電機等の整備に努めるものとする。

第4節 住宅応急対策予防計画

(総務課・農林建設課・環境衛生課)

村は県と連携し、(一社)プレハブ建築協会との連携や、県産材を利用した応急仮設住宅の供給等、迅速に応急住宅を提供できる体制の整備に努める。さらに、大規模災害時には広域的な観点に立った実質的な供給体制が構築できるよう、関係機関との検討・調整に努める。

1 応急仮設住宅の供給体制

村は、災害に対する安全性に配慮しつつ応急仮設住宅を設置できる用地を逐次見直しのうえ把握し、県及び(一社)プレハブ建築協会と連携しつつ災害時における応急仮設住宅の設置が円滑に実施できるよう体制の整備に努める。

2 応急仮設住宅の設置

村は、応急仮設住宅の設置について、住宅被害想定に基づき必要戸数の想定を検討する。

3 公営住宅の空家状況の把握

村は、災害時における被災者用の住居として、安全性・耐震性が確保された利用可能な公営住宅の空家状況を把握し、災害時に迅速に提供できるよう体制の整備に努める。

また、避難が長期間に及ぶ可能性もあるなか、被災者の本格的な生活再建を支援する観点から、本来入居者として入居できるような仕組みの構築に努め、併せて金銭的な負担が生活再建の妨げとならないよう特に家賃負担の軽減への配慮を行う。

第5節 防災教育計画

(総務課・教育委員会)

災害発生時における被害の軽減を図るため、村は、防災業務に従事する職員の防災知識の向上及び技能の習得を図ることはもとより、住民一人ひとりが日頃から災害に対する正しい知識を身につけるため、防災知識の普及と防災意識の高揚に努める。

1 学校における防災教育

(1) 趣旨

学校における防災教育は、災害安全に関する教育と同義であり、減災についての教育も含まれ、安全教育の一環として行われるものである。

防災教育は、「災害に適切に対応する能力の基礎を培う」ために、児童生徒等の発達段階を考慮して、関連する教科、総合的な学習の時間、特別活動など学校の教育活動全体を通じた展開が必要である。

防災教育のねらいは、次に掲げる3つにまとめられる。

ア 自然災害等の現状、原因及び減災等について理解を深め、現在及び将来に直面する災害に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意思決定や行動選択ができるようとする。

イ 台風等の発生時に伴う危険を理解・予測し、自らの安全を確保するための行動ができるようになるとともに、日常的な備えができるようとする。

ウ 自他の命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加・協力し、貢献できるようとする。

また、発達段階に応じた系統的な指導が必要となることから、児童生徒等の発達の段階を考慮し指導する。

(2) 防災教育の内容

様々な災害発生時における危険度について理解し、正しい備えと適切な行動がとれるようになるため、次に掲げる内容について展開する。

ア 火災発生時における危険度の理解と安全な行動の仕方

イ 風水（雪）害、落雷等の気象災害発生時における危険度の理解と安全な行動の仕方

ウ 避難所の役割と避難経路についての理解、避難の仕方

エ 災害に関する情報の活用や災害に対する備えについての理解

オ 地域の防災活動の理解と積極的な参加・協力

カ 災害時における心のケア

(3) 防災教育に関する指導計画の作成

防災教育に関する指導計画は、防災教育を学校教育活動全体を通じて組織的、計画的に推

進するための基本計画である。したがって、防災教育の基本的な目標、各学年の指導の重点、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動（学級〈ホームルーム〉活動及び学校行事）などの指導内容、指導の時期、配当時間数、安全管理との関連、地域の関係機関との連携などの概要について明確にしたうえで、項目ごとに整理するなど全教職員の共通理解を図って作成する。

2 住民に対する防災教育

災害から、住民の生命、身体、財産を守るために、村、県、防災関係機関による災害対策の推進はもとより、住民一人ひとりが災害について関心をもち、「自らの生命は自ら守る」ことができるよう、日頃から災害に対する正しい知識を身につけておく必要がある。

そのため、村、県、防災関係機関は、防災に関する知識の普及啓発活動を積極的に行うことで住民の防災意識の高揚を図り、住民の災害に対する備えを進める。

(1) 一般啓発

ア 啓発の内容

- (ア) 山添村地域防災計画の概要
- (イ) 気象災害に関する一般的知識
- (ウ) 災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (エ) 防災関係機関等の防災対策に関する知識
- (オ) 指定緊急避難場所、指定避難所、避難路、その他避難対策に関する知識
- (カ) 住宅の補強、火災予防、非常持出品の準備等、家庭における防災対策に関する知識
- (キ) 応急手当等看護に関する知識
- (ク) 災害復旧時の生活確保に関する知識

イ 啓発の方法

- (ア) 広報紙、パンフレット、土砂災害ハザードマップ等の利用
- (イ) ビデオテープの利用
- (ウ) 広報車、防災行政無線の利用
- (エ) 村ホームページ等、インターネットの活用
- (オ) 講演会、講習会の実施
- (カ) 防災訓練の実施
- (キ) 防災器具、災害写真等の展示

(2) 社会教育を通じての啓発

村及び教育委員会は、女性団体、PTA、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて防災に関する知識の普及・啓発を図り、各団体の構成員がそれぞれの立場から地域の防災に寄与する意識を高める。

ア 啓発の内容

住民に対する一般啓発に準ずるほか、各団体の性格等に合わせた内容とする。

イ 啓発の方法

各種講座・学級、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。また、文化財を災

害から守り、後世に継承するため、文化財巡視活動、文化財保護強調週間や文化財防火デーの実施等の諸活動を通じ、防災指導を行い、防災知識の普及を図る。

(3) 事業所等への啓発

事業所等職員の防災意識の高揚を図るための啓発活動を行うとともに、村が行う防災訓練への積極的参加の呼びかけや防災に関するアドバイスを行うよう努める。

3 職員に対する教育

職員として的確かつ円滑な防災対策を推進することはもとより、地域における防災活動に率先して参加させるため、次の事項について、研修会等を通じ教育を行う。

- (1) 気象災害に関する基礎知識
- (2) 災害の種別と特性
- (3) 山添村地域防災計画と村の防災対策に関する知識
- (4) 災害が発生した場合に、具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 職員として果たすべき役割（職員の動員体制と任務分担）
- (6) 家庭及び地域における防災対策
- (7) 防災対策の課題

なお、上記(4)及び(5)については、毎年度、各課（局）等において、所属職員に対し、十分に周知する。

また、各課（局）長等は、所管事項に関する防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員の教育を行う。

4 防火管理者に対する防災教育

村は、防火管理者に対し防災教育を実施して、防災知識の普及啓発を図る。

また、防火管理者は、防災関係機関と協力して防災訓練、安全講習会等を通じて職員の防災意識の高揚を図り、出火防止、初期消火、避難誘導等災害時における適確な行動力を養い、自主防災体制の整備を図る。

5 災害教訓の伝承

村は、過去に発生した災害の教訓を後世に伝えるために、当該災害に係る資料を収集・保存し、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。

第6節 防災訓練計画

(総務課)

災害発生時において、住民（自主防災組織等）、村、県、防災関係機関等が防災活動を的確に実施できるよう、各種防災訓練を実施する。特に「住民避難」は、災害による死者をなくす、人命を守るために重要であり、村は住民参加型の避難訓練、避難所開設・運営訓練等が積極的に行われるよう必要な支援をしていく。

1 村が実施する訓練

(1) 防災総合訓練

各防災関係機関が連携し、非常時に迅速・的確に活動できる体制づくりのため、住民（自主防災組織等）、村、消防、警察、学校、医療関係者、事業所（こまどりケーブル株式会社宇陀保守センター含む）、ボランティア等が参加する防災総合訓練を実施する。

(2) 各地域での防災訓練

多くの住民が訓練への参加機会を得られるよう、各地域で、自主防災組織を中心となる「住民参加型」訓練が行われるよう努める。

「住民参加型」訓練では、要配慮者の参加を含めた多くの住民の参加が得られるよう配慮し、以下のような訓練を実施する。

ア 安全な避難ルートの確認等のための避難訓練

（要配慮者の避難支援訓練を含む。）

イ 避難所開設・運営訓練

（要配慮者の避難所でのニーズや、被災時の男女のニーズの違い等に配慮）

ウ 安否確認訓練

（例：平常時から各地区において、災害時の集合場所を決めておき、全員の安否を確認したうえで避難所に集団避難し、村に報告する。）

エ 情報収集・伝達訓練

（例：避難勧告等が発令された場合の情報収集手段、伝達経路を確認する。）

オ 避難勧告・指示等の避難情報のもつ意味など防災知識を得るための研修会等

なお、(1)と(2)を組み合わせ、同日に村内で一斉に実施することも、大きな啓発効果が期待できる。

(3) 村が実施する訓練の具体的な内容は、次のとおりとする。

訓練の種別	時期	内 容	参 加 機 関
総合防災訓練	隨時	風水害、火災、地震等大規模災害を想定した総合訓練	村、関係防災機関（住民を含む。）

水防訓練	隨時	各種水防工法の実施訓練、ハザードマップを活用した防災訓練	村、県、水防団(消防団)、消防署
土砂災害の防災訓練	隨時	土砂災害危険箇所、土砂災害警戒区域における災害発生懸念を想定した情報伝達、通報、避難に係る訓練	村、県、水防団(消防団)、消防署
消防団教養訓練	隨時	一般教養、水防法、消防法、災害対策基本法、実技	消防団初任者、現任者、幹部、消防署
	随时	ポンプ操法、予防、火災防御	消防団、消防署
避難訓練	随时	村地域防災計画、学校、事業所計画による避難訓練、訓練後の防災講話等	村、学校、事業所

※ 必要に応じて図上訓練も実施する。

2 訓練の時期

訓練の種類により、最も訓練効果のある時期を選んで実施する。

3 訓練の方法

- (1) 村は、関係機関と相互に連絡をとりながら、単独に若しくは他の機関と共同して、前記の訓練を個別に又はいくつかの訓練を合わせて最も効果のある方法で訓練を行う。
- (2) 訓練を行うに当たっては、国や県の被害想定等を参考に大規模災害を想定したものとし、夜間・休日等実施時間を工夫する等様々な条件を設定するとともに、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的な訓練となるよう努める。
- (3) 訓練の際には、高齢者やしうがい者等の要配慮者に十分配慮する。

4 訓練結果の評価・総括

訓練実施後には課題等実施結果を記録・評価し、訓練を実施したことによって判明した防災活動上の問題点・課題を整理するとともに、今後の防災訓練の実施要領等の改善に活用する。

5 隣接市等が実施する防災訓練への参加

村は、隣接市及び他の機関が実施する防災訓練に積極的に参加・協力して、災害時の応援協力体制を確立する。

第7節 自主防災組織の育成に関する計画

(総務課)

災害による被害を防止・軽減するには、住民一人ひとりが我がことと意識をもって防災対策を実践することはいうまでもなく、地域住民が平常時からコミュニケーションを図り、「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識をもって訓練などの防災活動に自発的に取り組むことが重要である。

村は、これらの取組みに対して適切な支援、助言及び指導を行い、住民の隣保協同の精神に基づく自主防災組織の育成を図る。

1 住民の役割

住民は、災害から自らを守るとともに、お互いに助け合うという意識と行動のもとに、平常時及び災害発生時において、おおむね次のような防災措置を行う。

(1) 平常時

- ア 地域の指定緊急避難場所、指定避難所及び家族との連絡方法を確認する。
- イ 土砂災害危険箇所(土石流危険渓流・地すべり危険箇所・急傾斜地崩壊危険箇所)を確認しておく。
- ウ 土砂災害警戒区域の確認をする。
- エ 建物の補強、家具の固定をする。
- オ 火気器具の点検や火気周辺の可燃物に注意する。
- カ 消火器の準備をする。
- キ 3日分程度の非常用食料、飲料水、救急用品、非常持出品を準備する。
- ク 地域の防災訓練に進んで参加する。
- ケ 隣近所と災害時の協力について話し合う。

(2) 災害発生時

- ア まず我が身の安全を図る。
- イ 増水している川や谷には近寄らない。
- ウ 山崩れ、崖崩れ、浸水に注意する。
- エ 避難は徒歩で、持ち物は最小限にする。
- オ みんなが協力しあって、応急救護を行う。
- カ 正しい情報をつかみ、流言飛語に惑わされない。
- キ 秩序を守り、衛生に注意する。
- ク 電話の利用を自粛する。

2 自主防災組織の育成強化

本村においては、自治会組織を自主防災組織と位置づけ、地域住民の意識啓発及び区長を中心としたリーダー等の育成、強化を図り、活動の活性化促進に努める。

また、女性の参加促進に努める。

3 自主防災組織の役割

(1) 平常時の活動内容

- ア 各防災に関する知識の向上
- イ 防災関係機関・隣接の自主防災組織等との連絡
- ウ 地域における危険箇所の把握
- エ 地域における消防水利の確認
- オ 家庭における防火・防災等予防上の措置及びその啓発
- カ 地域における情報収集・伝達体制の確認
- キ 要配慮者の把握
- ク 避難場所・避難所・医療救護施設及び避難経路の確認
- ケ 防災資機材の整備、管理
- コ 防災訓練の実施
- サ 土砂災害ハザードマップを用いた土砂災害危険箇所(土石流危険渓流・地すべり危険箇所・急傾斜地崩壊危険箇所)の確認を行う。

(2) 災害発生時の活動

- ア 出火防止と初期消火による延焼の阻止
- イ 負傷者の救出・救助、応急手当、医療救護施設・救護所への搬送
- ウ 地域住民の安否確認
- エ 正しい情報の収集、伝達
- オ 避難誘導と、早期に自主避難が可能な場合はその勧誘
- カ 避難所の運営、避難生活の指導
- キ 給食・給水、備蓄・救援物資の運搬・配分
- ク 災害ボランティア受入れの調整、被害がより大きい近隣地域への応援 等

4 事業所等の自主防災活動

村は、事業所等における自主防災活動のうち、次の事項について、それぞれの事業所等の実情に応じて指導する。

- (1) 建築物の耐震化、屋内の震災対策 (オフィス家具等の転倒防止)
- (2) 物資の備蓄 (救助用資機材、食料品関係等)
- (3) 通信の確保 (一般のNTT回線以外の通信手段)
- (4) 企業情報の確保 (サーバ等転倒防止、定期的なバックアップの実施)
- (5) 自主的な防災組織の編成
- (6) 防災計画、防災マニュアル (初動・安否確認)、BCP等の作成
- (7) 従業員への防災計画、防災マニュアル等の研修
- (8) 従業員による大規模災害を想定した防災訓練の実施

- (9) 従業員の帰宅困難対策
- (10) 地域の自主防災組織との連携（事業所等のもつ資源や特性を生かし、組織力を活用した地域活動への参加等）

第8節 ボランティア活動支援環境整備計画

(住民福祉課)

大規模災害発生時においては、個人のほか、専門技術グループを含むボランティア組織が消火、救助、救急等の災害応急活動に従事するとともに、被災者個人の生活の維持・再建を支援するなど、被災直後から復旧過程に至る各段階において大きな役割を果たす。

このため、大規模災害発生時におけるボランティア活動が効果的に生かせるよう、平常時から個人あるいは地域や事業所の自主防災組織など幅広いボランティアの体制整備に努める。

1 ボランティアの登録・育成

住民のボランティア活動への関心は広く定着してきており、大規模災害が発生した場合、被災者の救援活動を希望するボランティアからの申し出が予想される。

村をはじめ関係各機関は、このボランティアが被災者のニーズにこたえて円滑に活動できるよう、ボランティアの調整役となる災害ボランティアコーディネーターの養成や、ボランティア団体等が相互に連携し活動できるようネットワーク化を図るなどその環境づくりに努める。

- (1) 被災地において救援活動を行う専門職ボランティアをあらかじめ登録、把握しておくよう努める。
- (2) 専門職ボランティアが、災害時に迅速・的確に活動できるよう、平常時から研修会等の参加促進に努める。
- (3) 災害に備えた避難所を指定する際に、災害救援ボランティアの活動拠点の確保についても、配慮する。
- (4) ボランティアの災害救援活動が円滑に実施されるよう、その活動中の事故により傷害を受けた場合に備え、村は、社会福祉法人全国社会福祉協議会が行う「ボランティア保険」制度に加入するよう、その周知を図る。

〔県警察〕

被災地における各種犯罪・事故の未然防止と被災住民等の不安の除去等を行うボランティア関係組織・団体との連携を図るとともに、地区防犯協議会等の自主防犯組織に対し、訓練の実施、資機材の整備等に関し助成その他の支援を行うことになっている。

〔関係機関〕

- 日本赤十字社奈良県支部・社会福祉法人奈良県社会福祉協議会

日本赤十字社本来の活動分野である医療救護活動、救援物資の搬入出・配分及び炊き出し等被災者の自立支援活動を迅速に遂行するため、あるいは国際赤十字委員会、各国赤十字社の要請による在日外国人の安否調査等の活動を遂行するため、平素より防災ボランティアを養成、登録するものとする。

また、日本赤十字社の通常の活動分野以外のサービスの提供を希望するボランティアについても、被災者の自立支援活動がスムーズに実施できるよう災害救助法第15条に基づき、県、市町村等関係機関と協力し、連絡調整を行うものとする。

県は、大規模災害発生時に県社会福祉協議会等と連携して県災害ボランティア本部を設置する。

2 ボランティアの果たす役割

ボランティアが行う活動内容は、主として次のとおりとする。

- (1) 災害、安否、生活情報の収集・伝達
- (2) 要配慮者（高齢者、しうがい者、乳幼児等）の介護及び看護補助
- (3) 清掃
- (4) 炊き出し
- (5) 救援物資の仕分け及び配布
- (6) 通訳等の外国人支援活動

第9節 災害に強い道づくり

(農林建設課)

村は、村が管理する道路施設等の防災点検等を実施するとともに、その機能や目的に応じた防災対策や改良整備に努め、ネットワークの充実を含む風水害等に対する安全性の確保を図る。

1 道路災害予防計画

(1) 防災点検等の実施

防災点検を定期的に実施し、補修等対策工事の必要な箇所の把握に努めるとともに、通常のパトロール等においても目視等による点検を実施する。

(2) 道路施設の防災対策及び改良整備

防災点検等で対応が必要とされた箇所（区間）及び未改良区間について、緊急性の高い箇所（区間）及び路線から順次、防災対策や改良整備を実施する。

(3) 道路通行規制等の実施

異常気象等により道路の通行が危険であるとあらかじめ認められる場合における道路通行規制に関する基準等（資料6-5参照）を定め、必要に応じて通行規制等の措置を行う。また、本村には、落石の危険が指摘されている箇所もあるため、道路利用者への周知に努める。

(4) 復旧用資機材等の点検・整備

災害発生時における道路及び橋梁の破損・崩壊箇所を迅速に補修するために、工事に必要な資機材等について点検・整備を実施する。

2 雪害予防計画

雪害の予防については、交通の確保を図ることによりその効果を期し、産業、経済の停滞を防ぎ、民生の安定に寄与するものとするが、特に経済効果の著しい主要国道、県道、村道の交通確保を優先し、予期しない降雪被害を軽減するための措置を講ずるものとする。降雪に当たっては、次の区分により除雪を行う。

- (1) 一般国道……………直轄区間は国土交通省、その他は奈良県
- (2) 主要地方道、一般県道……奈良県
- (3) 一般村道……………山添村

第10節 緊急輸送道路の整備計画

(総務課・農林建設課)

平成23年に発生した紀伊半島大水害等の経験から、災害の発生時やその復旧時において避難拠点や救助活動拠点となる防災拠点を連絡する輸送路となる道路が重要であることから、多重性・代替性を有する緊急輸送道路のネットワーク化を推進する。

また、こうした緊急輸送業務について、迅速に対応できる体制を平素から確立するとともに、緊急通行車両の事前確認等を行い、災害による障害を未然に防止し、障害発生に対しても適切に対処し得る事前計画を確立する。

1 緊急輸送道路の機能区分

緊急輸送道路については、防災拠点としての重要度、道路啓開といった災害後の復旧活動を考慮して、以下の3つに区分する。

(1) 第1次緊急輸送道路

- ア 県外からの支援を受けるための広域幹線道路（高規格幹線道路、一般国道）
- イ 災害発生時においてすべての防災拠点を管理すべき県庁所在地、生活圏中心都市等の災害管理対策拠点を相互に連絡する道路

(2) 第2次緊急輸送道路

第1次緊急輸送道路と災害発生直後において必要とされる防災拠点（村役場等の災害管理対策拠点、輸送拠点、救助活動拠点）を連絡する道路

2 緊急輸送道路の整備（資料6-2参照）

- (1) 緊急輸送道路は、災害後のネットワークとしての道路機能の確保を図るため、関係機関との連携を図り逐次整備を進める。
- (2) 県において指定した緊急輸送道路から本村の防災拠点に連絡する村道について、計画的に整備を進める。

3 緊急通行車両の事前届出

(1) 防災関係機関の届出

村は、災害時において迅速かつ円滑な輸送を図るため、緊急通行車両の事前届出制度を活用し、緊急通行車両として使用される車両について公安委員会に事前に届出を行う。

(2) 公安委員会の確認

公安委員会は、災害応急対策活動を円滑に推進するため、災害対策基本法施行令第32条の2第2号の規定に基づく緊急通行車両として使用されるものであるとの確認を行うものとする。

4 輸送事業者との連携強化

緊急輸送に係る運送事業者の参加、運送事業者等の施設を物資の輸送拠点とした、運送事業者主体の輸送業務の実施などの体制の整備に努める。

第11節 ライフライン施設の災害予防計画

(総務課・環境衛生課・農林建設課)

上下水道、電気、ガス、電話等ライフラインにおける災害を未然に防止し、また、被害を最小限にとどめ、ライフラインの安定供給を図るため、次の事業を実施する。

1 水道施設

- (1) 老朽化した送配水管の取替え・付け替え、継手の防護等、送配水施設の整備を図るとともに、応急給水及び応急復旧活動に関する行動指針を作成する。
- (2) 災害時の住民への広報体制及び情報伝達手段を整備する。
- (3) 水道施設の整備促進を図る。
- (4) 他の市町村と災害援助協定を締結するなど、相互協力体制を整備する。
- (5) 応急給水及び応急復旧に必要な資機材の備蓄を行うとともに、その調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備する。

2 下水道施設

- (1) 下水道施設が排水不能となった場合であっても、その復旧が可能な下水道施設の整備を図るとともに、バイパスルート等の代替施設の整備による代替性の確保に努める。
- (2) 雨水の流出量を抑制する雨水浸透・貯留事業の整備を促進し、浸水防除に努める。

3 電力施設（関西電力および関西電力送配電）

風水害をはじめとする各種災害による設備被害を軽減し、安定した電力供給確保を図るための電力設備の整備・強化とそれに関連する防災対策について定める。

(1) 防災教育

災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会・講演会の開催、社内報への関連記事の掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。

(2) 防災訓練

災害対策を円滑に推進するため、年1回以上、防災訓練を実施し、非常事態において有効に機能することを確認する。

また、国及び地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

(3) 電力設備の災害予防措置に関する事項

各種災害対策として必要に応じ以下の設備対策を実施する。

ア 水害対策

(ア) 水力発電設備

過去に発生した災害及び被害の実情、河床上昇等を加味した水位予想に各水力発電所の特異

性を考慮し、防水壁の設置、排水ポンプの設置、機器のかさ上げ、ダム通信確保のための設備の設置及び建物の密閉化（窓の密閉化、ケーブルダクトの閉鎖等）等を実施する。

特に、洪水に対する被害防止に重点を置き、次の箇所について、点検・整備を実施する。

- a ダム、取水口の諸設備及び調整池、貯水池の上、下流護岸
- b 導水路と渓流との交差点及びその周辺地形との関係
- c 護岸、水制工、山留工
- d 土捨場
- e 水位計

(イ) 送電設備

鉄塔位置選定では、土砂崩れの危険性がある箇所を回避する。

やむを得ず、土砂崩れ等や斜面崩壊が懸念される箇所を選定する場合は、必要に応じて、基礎や斜面の補強等の技術対策を実施する。

地中電線路については、ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。

(ウ) 変電設備

浸冠水のおそれのある箇所は、床面のかさ上げ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取付け、ケーブル入線孔等建物地下開口部の閉鎖、上下水施設の浸水対策等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では屋内機器のかさ上げを実施する。

また、屋外機器は、基本的にかさ上げを行うが、かさ上げが困難なものについては、防水・耐水構造化、又は防止壁を組み合わせて対処する。

イ 風害対策

各設備とも、計画・設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等に基づいた対策を行う。

ウ 雪害対策

雪害の著しい地域は、次のような諸対策を実施する。

(ア) 水力発電設備

雪崩防護柵の取り付け、機器の防雪カバーの取り付け、ヒーターの取り付け、水中ケーブルの採用等を実施する。

(イ) 送電設備

鉄塔には、オフセット及び耐雪結構を採用し、がいし装置は、適切な間隔で耐張型を採用するとともに、電力線・架空地線には、線下状況に応じて難着雪対策を実施する。

また、気象通報等により雪害を予知した場合は、系統切替等により、災害の防止または拡大防止に努める。

(ウ) 変電設備

機器架台のかさ上げ、機器の防雪カバーの取付け、融雪装置等の設置を実施する。

(エ) 配電設備

縁まわし線の支持がいし増加、雪害用支線ガードの取付け、難着雪電線の使用等により対処する。

エ 雷害対策

(ア) 送電設備

架空地線、避雷装置、アークホーンの設置及び接地抵抗の低減等を行うとともに、電力線の溶断防止のため、アーマロッドの取付け等を行う。

また、気象通報等により雷害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止または拡大防止に努める。

(イ) 変電設備

耐雷しやへい及び避雷針を重点的に設置するとともに、重要系統の保護継電装置を強化する。

(ウ) 配電設備

襲雷頻度の高い地域においては、避雷器等の避雷装置を取付け対処する。

4 電気通信施設

災害時における通信の途絶は、災害応急対策活動に支障を来すとともに、情報の不足からパニック発生のおそれを生じるなど、社会的影響が大きい。

村としても西日本電信電話㈱、㈱ドコモCS関西、KDDI㈱、ソフトバンク㈱、楽天モバイル㈱と相互に連携を保つ。また、こまどりケーブル株式会社のケーブルテレビ通信システムの高信頼化のため、ブロードバンド、インターネットを光ファイバー化による情報通信システムに変更し、活用することで、高度情報化社会に対応し、活性化を図る。

5 ガス施設

【関係機関】

○ガス事業者

- (1) 災害予防のため、ガス施設について災害に配慮した整備を行うとともに、日常より定期点検等の実施、応急資機材の整備、防災訓練の実施等により災害予防対策を推進するものとする。
- (2) ガス事故防止のため、ガス漏れ警報器、各種安全装置付き機器の普及を図るものとする。
- (3) 利用者に対し、災害発生時にはガス栓を閉めることとガス器具の使用禁止について周知を図るものとする。

第12節 危険物施設等災害予防計画

(総務課)

火薬類、高圧ガス、危険物等による災害は一挙に拡大し、ときには爆発を伴い、人命損傷に発展する場合が多く、消火困難に陥りやすい。そこで、危険物災害防止のための対策を講じ、防災機能の強化を推進する。

1 村内における危険物施設

村内における危険物施設については、資料9-6を参照のこと。

2 予防査察等

村及び消防署は、関係機関との連携のもとに火薬類、高圧ガス、石油類等の取扱所、貯蔵所等の施設並びに消費場所に対し、火薬類取締法、高圧ガス保安法、液化石油ガスの安全の確保及び取引の適正化に関する法律及び消防法等の規定に基づく保安検査、立入検査を実施し、基準適合状況を確認するとともに、併せて危害予防の指導を行い、自主保安体制の確立を図る。

【関係機関】

○関係保安団体・事業所等

災害時の応急対策を迅速かつ的確に実施するため、合同防災訓練を実施するものとする。

3 自主保安体制の充実

村は、取扱業者等が実施する自主保安体制充実のための活動に対し、必要に応じて協力する。

第13節 防災体制の整備計画

(総務課・住民福祉課・地域振興課)

災害に迅速・的確に対処するためには、村の災害対応体制をいち早く立ち上げるとともに、外部からの応援を適切に受け入れる体制を整備しておく必要がある。そこで、体制整備のために事前に行うべき事項を定め、着実に実行することにより災害に備える。

1 災害対策本部体制の充実

(1) 活動体制の整備

ア 村は、災害時に庁舎内に災害対策本部を速やかに設置できるようあらかじめ災害対策本部室の場所、設置手順等を定めるとともに、職員の動員・配備・任務等をあらかじめ明確に定めるなど、それぞれの責務を遂行するために必要な活動体制を整備する。

なお、庁舎が被災し、使用不能となったときは、山添村ふるさとセンターふれあいホー
ルに災害対策本部を設置する。

イ 平常時から研修、訓練等を通じ、職員の防災意識の高揚と災害対応能力の向上を図る。

(2) 初動体制の習熟

初動段階の成否がその後の応急対策活動に大きく影響することから、村は意思決定者、配備基準、指揮命令系統について職員に対して習熟を図る。

(3) 災害対策本部設備等の整備

ア 備品の固定及び落下物の防止措置

イ 停電時に備えた非常電源の整備

ウ 無線機器の点検・整備

エ 村内地図、防災関係機関の連絡簿、その他本部設置に必要な物品の整備

オ 災害応急対策に従事する職員の食料、毛布、衣服等の確保

(4) 防災関係情報の共有化

村は、県、その他防災関係機関と連携し、それぞれが把握する被災・復旧情報、観測情報等を迅速・的確に収集する体制の整備を図るとともに、防災関係機関相互で情報の共有化を図る。

2 防災拠点の整備

村は、災害応急対策施設を備えた防災拠点の整備に努めるとともに、住民が災害時に自ら防災活動を行いやすい環境整備に努める。

第14節 航空防災体制の整備計画

(総務課)

村は、奈良県消防防災ヘリコプター及びドクターへリの受入体制を整え、有効に活用することによって、各種災害発生時の被害を最小限に防止できる体制を構築するとともに、併せて、火災等の予防啓発の普及活動を行い、火災等の発生を未然に防止する。又、ドクターへリにより、重症救急患者を早期に医師の管理下に置き、救命に最善を尽くす。

1 受入体制

村は、県消防防災ヘリコプターの受入体制を整えるため、次の事項をあらかじめ定めておく。

- (1) 要請担当窓口
- (2) 派遣要請手続き

2 緊急ヘリポートの整備

- (1) 村は、災害活動用緊急ヘリポートについて着陸適地を選定し、その整備を図る。
- (2) ヘリポート施設の管理者は、現地において当該施設が緊急ヘリポートである旨の表示に努める。

3 緊急ヘリポートの現状

本村における災害活動用緊急ヘリポートは、資料6-1のとおりである。

〔県〕

県は、災害時における情報収集、交通の途絶時の救急・救助・消火活動を迅速かつ的確に行うため、消防防災ヘリコプターを配備し、効果的な運航体制の保持に努める。

(1) 運航体制の整備

県は、県防災航空隊の編成、ヘリコプター応援協定の締結等、消防防災ヘリコプターの運航に必要な体制を整えるとともに、消防防災ヘリコプターに装備する資機材の整備に努めることになっている。

(2) 協力体制の確立

県は、警察、他府県、自衛隊等他のヘリコプター保有機関と連携して救急・救助・消火活動が行えるよう密接な連絡調整を図ることになっている。

(3) 緊急ヘリポートの整備

県及び自衛隊は、災害活動用緊急ヘリポートにおけるヘリコプターの利用可能状況を毎年調査することになっている。

第15節 通信体制の整備計画

(総務課)

災害時に被害情報を迅速かつ確実に収集し、避難情報などを住民に確実に伝達できるよう、防災行政無線をはじめ多様な伝達手段を整備・確保する。また、国及び県との情報交換のための通信網を確実に運用する。

1 情報収集・連絡体制の整備

村は、防災関係機関との連携を図り、大規模災害発生時においても迅速かつ的確な災害情報等の収集・連絡が行えるようにするため、平常時から次のとおり情報収集・連絡体制の整備に努める。

その際、風評被害の発生を抑制するため、被災地域の情報が適切に発信され容易に入手できる環境整備に努める。

- (1) 情報伝達ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など体制の確立に努める。
- (2) 各機関及び機関相互間における情報の収集・連絡体制の整備を図る。その際、夜間休日等においても対応できるよう配慮する。
- (3) 被災現場等において情報の収集・連絡に当たる要員を確保する体制の整備に努める。
- (4) 災害時における防災気象情報の収集や、災害状況の把握の手段として、気象庁がインターネット上で提供している「防災情報提供システム」の活用体制を整備する。

2 通信手段の確保

- (1) 村防災行政無線等の通信手段の充実強化を図る。
 - ア 各無線局の設備及び各機器について、保守点検を行い、常に各機器を最良の状態に保持させるよう努める。
 - イ 防災行政無線を補完する全国瞬時警報システム（J-ALERT）や緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）の仕組みや運用方法のほか、全戸配付されている戸別受信機の活用について庁内及び住民に周知する。
 - ウ 自家発電機等の非常用電源設備の整備に努める。
 - エ 機器操作及び通信要領の習熟を目的に、情報伝達訓練等を定期的に実施する。
- (2) アマチュア無線免許保有者の協力を求める。
- (3) 西日本電信電話㈱の災害時優先電話等の配備について確認するとともに、取扱い、運用方法等の習熟に努める。
- (4) 携帯電話の通信エリア拡大に努めるとともに、携帯電話事業者が提供する緊急速報メールにより、自然災害の情報や避難情報などを一斉配信する仕組みを整えるように努める。

- (5) メールや村ホームページ等、インターネット、テレビ等の活用に際し通信網を確実にするため、こまどりケーブル会社のケーブルテレビネットワークの耐災害性強化を図る。
- (6) 村は、県の助成措置などを活用して、指定避難所に非常用電源、衛星携帯電話を整備するよう努める。

3 西日本電信電話株式会社

NTT 西日本は、災害・重大事故が発生した場合に電気通信設備の被害を未然に防止するため、災害に強い信頼性の高い通信設備の構築並びに災害対策用機器類の配備等の電気通信設備等の防災に関する災害業務計画を策定し、実施するものとする。

(1) 電気通信設備等の防災計画

①電気通信設備等の高信頼化

ア 水害対策

- ・豪雨・洪水等の恐れがある地域にある電気通信設備について、耐水構造化を行う。
- ・通信用建物は水防板・水防扉等の設置及び建物のかさ上げを実施する。

イ 風害対策

- ・暴風の恐れがある地域にある電気通信設備等について、耐風構造化を行う。
- ・無線鉄塔をはじめ構造物全体を耐風構造とする。
- ・電柱については、風圧に対応できる耐風構造とする。

ウ 火災対策

- ・火災に備え、主要な電気通信設備等について耐火構造化を行う。
- ・建物の不燃化並びに耐火構造化を実施するとともに延焼防災のため防火扉、防火シャッターを設置する。
- ・火災報知器・警報設備並びに消火設備を常備する。

②電気通信システムの高信頼化

ア 重要通信センターの分散設置並びに中継伝送路の他ルート構成あるいはループ化構造とする。

イ 通信ケーブルの地中化を推進する。

ウ 重要な電気通信設備について必要な予備電源を設置する。

エ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。

(2) 災害対策用機器並びに車両の確保

災害が発生した場合において、電気通信サービスを確保し、被害を迅速に復旧するために災害対策用機器並びに車両を配備する。

(3) 災害対策用資機材等の確保と整備

①災害対策用資機材等の確保

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資材、器具、工具、防災用機材、消防品の確保に努める。

②災害対策用資機材等の輸送

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合において、災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、必要に応じ、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。

③災害対策用資機材等の整備点検

災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。

④食料、医薬品等生活必需品の備蓄

非常事態に備え食糧、飲料水、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定めて確保する。

(4) 情報伝達方法の確保

災害時等の緊急情報伝達に備え、必要な会社間・会社内の組織及びグループ会社等と迅速かつ的確に伝達するため、その経路・方法・連絡責任者の指名、その他必要事項を整備し、維持する。

(5) 防災に対する教育、訓練

①防災業務を安全かつ迅速に遂行しうるよう、社員等に対し防災意識を啓発し、必要な教育を実施する。

②県、市町村防災会議等が主催する総合的な防災訓練に積極的に参画する。

(6) 災害時優先電話

県、市町村及び防災関係機関の申し出により、あらかじめ指定した加入電話を災害時優先措置するものとする。

なお、県、市町村及び防災関係機関は、各機関の加入電話が災害時優先措置されるようNTT西日本に申し出により、協議し決定するものとする。

4 株式会社NTTドコモ

株式会社NTTドコモはNTTグループで「防災業務計画」を定めており、以下の通り実施します。

(1) 防災教育、防災訓練、総合防災訓練への参加

①災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社員の安全確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切に防災業務を遂行しうるよう防災に関する教育を実施する。

②防災を円滑、かつ迅速に実施するため、防災訓練を年1回以上実施する。

③中央防災会議、或いは地方防災会議が主催して行う総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。

(2) 電気通信設備等に対する防災計画

①電気通信設備等の高信頼化

災害の発生を未然に防止するため、電気通信設備と、その附帯設備（建物を含む。以下「電気通信設備等」という。）の防災設計を実施する。

②電気通信システムの高信頼化

災害が発生した場合においても通信を確保するため、通信網の整備を行う。

③電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化

電気通信設備の設備記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル等について災害時における滅失、若しくは損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管の措置を講ずる。

④災害時措置計画

災害時等において、重要通信の確保を図るため、伝送装置、交換措置及び網措置に関する措置計画を作成し、現行化を図る。

（3）重要通信の確保

- ①災害時に備え、重要通信に関するデータベースを整備する。
- ②常時通信状況を管理し、通信リソースを効率的に運用する。
- ③災害時には、設備の状況を監視しつつ必要に応じてトラヒックコントロールを行い電気通信のそ通を図り、重要通信を確保する。

（4）災害対策用機器及び車両等の配備

災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するためにあらかじめ保管場所及び数量を定め、必要に応じて機器及び車両等を配備する。

（5）災害対策用資機材等の確保と整備

①災害対策用資機材等の確保

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努める。

②災害対策用資機材等の輸送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、必要に応じ、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、船舶、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。

③災害対策用資機材等の整備点検

災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。

④災害対策用資機材等の広域運営

移動通信に関わる全国に展開する主要な災害対策用資機材の効率的な運用を図るため、必要に応じて配備等の調整を図る。

⑤食料、医薬品等生活必需品の備蓄

非常事態に備え食糧、飲料水、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定めて確保する。

⑥災害対策用資機材等の仮置場

災害対策用資機材等の仮置場について、非常事態下の借用交渉の難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、非常事態下の用地確保の円滑化を図る。

5 KDDI株式会社（携帯電話）

KDDI株式会社は、KDDI防災業務計画の定めるとおり以下を実施するものとする。

（1）防災に関する関係機関との連絡調整

災害に際して、防災業務が円滑かつ効率的に行われるよう平素から次のとおり関係機関と密接な連絡調整を行うものとする。

①本社においては、総務省及び内閣府その他関係政府機関並びに関係公共機関と防災に係る計画に関して連絡調整を図る。

②総支社においては、当該地域における関係行政機関及び関係公共機関と防災に係る計画に関して連絡調整を図る。

③各事業所においては、必要に応じて当該地域における関係行政機関と防災に係る計画に関して連絡調整を図る。

（2）通信設備等に対する防災設計

災害の発生を未然に防止するため、予想される災害の種類、規模等について十分調査し、これに対する耐災害性を考慮して通信設備等の防災設計を行うものとする。また、主要な通信設備等については予備電源を設置する。

（3）通信網等の整備

災害時においても通信の不通又は極端な疎通低下を防止するため、次により通信網の整備を行うものとする。

①網制御・交換設備及びその付帯設備の分散設置を図る。

②伝送路については、所要の信頼性を確保するため、海底ケーブル、陸上光ケーブル、通信衛星等により可能な限り多ルート化を図る。

（4）災害対策用機器、車両等の配備

災害発生時において通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するため、必要とする事業所に緊急連絡用設備、代替回線又は臨時回線の設定に必要な通信機器、運搬用車両その他防災用機器等を配備するものとする。

（5）災害時における通信の疎通計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、重要な通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第8条第1項及び電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第55条に規定する通信。以下同じ。）の確保を図るため、通信の疎通、施設の応急復旧等に関する緊急疎通措置、緊急復旧措置等に関する計画を作成し、適宜実施するものとする。

（6）社員の動員計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、通信の疎通又は応急復旧に必要な社員の動員を円滑に行うため、社員の非常招集、非常配置等について、あらかじめ措置方法を定めておくものとする。

（7）社外関係機関に対する応援又は協力の要請

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社外関係機関に対し、応援の要請又は協力を求める必要があることを想定し、応援要員の派遣、燃料、食糧等の特別支給、交通規制

の特別解除、資材等の輸送援助、通信用電源の確保等について、あらかじめその措置方法を定めておくものとする。

（8）防災に関する教育、訓練

①災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、社員の安全の確保を図るとともに関係社員が迅速かつ適切な防災業務を遂行できるよう、必要な教育を実施し、防災に関する知識の普及及び向上を図るものとする。

②防災業務を円滑かつ適切に実施するため、災害発生時における通信の疎通確保、電気通信設備等の災害復旧、災害対策用機器の操作、消防・水防、避難・救護等に関する防災訓練を年1回は実施するとともに、防災体制の見直しと必要な改善を図るものとする。

③訓練の実施に当たっては、被害想定や実施時間を工夫するなど実践的なものとなるよう努めるとともに、国、関係地方公共団体等が実施する総合防災訓練に参加する等これら機関との連携も考慮して行うものとする。

6 ソフトバンク株式会社

ソフトバンク株式会社（以下、SB）では、「情報＝ライフライン」ということを自覚し、災害時でもサービスが確保できるよう、通信設備に対する防災設計を行い、災害に強い通信設備を図るとともに、災害対策用機器、車両の配備、社内体制等を整備し、従業員が迅速かつ適切に防災業務を遂行できるよう、従業員に対する教育・訓練を毎年実施している。

災害発生時において、最大限の通信サービスが確保できるよう、ネットワークの安全、信頼性の向上に努めており、災害発生によるネットワークトラブルに備え、早期復旧に向けた体制を構築し、安心して携帯電話サービスをご利用いただけるよう取り組んでいる。

（1）顧客への発災時の支援

大規模災害が発生した際に、通信サービスが確保できるよう、社内の防災関係業務を整備し、災害に備えた対策と指針づくりを行い、関係機関との緊密な連携を図りながら、いざというときに備えている。

①停電対策

②伝送路対策

③移動基地局車・可搬型衛星基地局の配備

（ア）移動電源車

（イ）移動無線基地局車

（ウ）可搬型無線機

④緊急時・災害時の通信網整備網

（2）社内体制の整備

大規模災害が発生した際に、通信サービスの確保が迅速に行われるよう、社内の防災関係業務を整備し、体制や連絡網の整備、防災備蓄品の配備を行っている。

①対応マニュアルの徹底

②非常時体制の確立と連絡網の整備

③防災備蓄品の配備

【災害対策用設備及び防災備蓄品の配備】

災害時に、通信網の早期復旧を図るため、災害対策用設備（非常用発電機、車載型無線基地局、移動電源車等）を全国各地に配置し、復旧資材及び予備備品等も確保している。

併せて、飲料水及び食料等、生活必需品も全国の拠点に備蓄している。

（3）防災訓練の実施

毎年大規模災害に備えた全社規模の総合訓練を実施しており、地方拠点においても、地域特性に合わせた防災訓練を行い、災害の発生に備えている。

①ネットワーク障害対応訓練

②安否確認訓練

③火災・地震の対応訓練

（4）応急復旧設備の配備

代替基地局設備

①基地局の代替サービスエリアの確保

②代替基地局の研究開発

7 ケーブルテレビ施設

（1）こまどりケーブル株式会社

災害・重大事故が発生した場合にケーブルテレビ設備の被害を未然に防止するため、災害に強い信頼性の高い通信設備の構築並びに災害対策機器類の配備等のケーブルテレビ設備等の防災に関する災害業務計画を策定し、実施するものとする。

また、災害が発生し、または発生の恐れがある場合に重要通信を疎通させるため、

過去の災害実績等を参考とし、ケーブルテレビ設備等の防災に関する計画を策定し、実施する。

ア ケーブルテレビ設備等の防災計画

（ア）ケーブルテレビ設備等の高信頼化

a 水害対策

- ・豪雨・洪水等の恐れがある地域にケーブルテレビ設備等について、耐水構造化を行う。
- ・重要設備は役場内に設置し、水害対策を施す。

b 風害対策

- ・暴風の恐れがある地域にあるケーブルテレビ設備等について耐風構造化を行う。
- ・電柱については、風圧に対応できる耐風構造とする。

c 火災対策

- ・火災に備え、主要なケーブルテレビ設備等について耐火構造化を行う。
- ・火災報知機・警報設備並びに消火設備を常備する。

（イ）ケーブルテレビ通信システムの高信頼化

a 重要通信センターの分散設置並びに中継伝送路の他ルート構成あるいはループ化構造を推進する。

b 重要な電気通信設備については必要な予備電源を設置する。

イ 災害対策機器並びに車両の確保

災害が発生した場合において、電気通信サービスを確保し、被害を迅速に復旧するために災害対策用機器並びに車両を配備する。

ウ 災害対策用資機材等の確保

(ア) 災害対策用資機材等の確保

災害応急対策及び災害復旧を実施するため、平常時から復旧用資材、器具、工具、防災用機材、消耗品等の確保に努める。

(イ) 災害対策用資機材の輸送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、必要に応じ、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。

(ウ) 災害対策用資機材等の整備点検

災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。

エ 情報伝達方法の確保

災害時の緊急情報伝達に備え、必要な会社間・会社内の組織及びグループ会社等と迅速かつ的確に伝達するため、その経路・連絡方法・連絡責任者の指名、その他必要事項を整備し、維持する。

オ 防災に関する教育、訓練

災害時の緊急情報伝達に備え、必要な会社間・会社内の組織及びグループ会社等と迅速かつ的確に伝達するため、その経路・連絡方法・連絡責任者の指名、その他必要事項を整備し、維持する。

(ア) 防災業務を安全かつ迅速に遂行しうるよう、社員等に対し防災意識を啓発し、必要な教育を実施する。

(イ) 村、県防災会議等が主催する総合的な防災訓練に積極的に参加する。

8 通信訓練

村は、非常災害時において各種通信手段が円滑に運用されるよう平常時から関係機関との意思の疎通に努めるとともに、特定の職員以外でも通信機器の基本的な操作ができるよう定期的に通信訓練を実施する。

9 非常通信体制の充実強化

村は、防災関係機関と連携を図り、災害時の非常通信の円滑かつ効率的な運用を図るため、各機関相互の協力による通信訓練を実施し、平常時より非常通信の習熟に努める。

〔県〕

機動的な情報収集活動を行うため、県は、消防防災ヘリコプター等の活用など、多様な情報収集手段の整備を推進することにしている。

第16節 孤立集落対策

(総務課)

平成23年の紀伊半島大水害において、孤立集落が多数発生した経験から、通信及び道路の途絶により孤立する可能性のある地域において、発生の未然防止及び発生に備えた対策の充実を図る。

村は、道路寸断等による物理的な孤立だけでなく、外部と連絡がとれなくなる通信孤立があることをあらかじめ認識しておく。

1 孤立予想地区

本村における孤立予想地区は資料10-10のとおりである。

2 住民・自主防災組織の役割

- (1) 防災の基本である「自らの安全は自らが守る」という原則に基づき、孤立に備えて、3日分以上の食料、飲料水及び生活必需品の備蓄に努めるとともに、積極的に自主防災活動に参加する。この際、土砂災害警戒区域を把握しておくこと。
- (2) 孤立する可能性がある住民及び自主防災組織は、災害発生時に迅速に安全確認を行えるよう平常時から訓練しておく。
- (3) 集落内のヘリポートがヘリの操縦士に明確に伝わるような手段をあらかじめ検討しておく（車両の発煙筒を利用する等）。

3 村の体制

- (1) 民間通信インフラがつながらない場合に備えて、衛星携帯電話等多様な通信機器の整備を行う。整備が費用的に困難な場合は、簡易トランシーバー等の低廉なツールやアマチュア無線等を通信手段として活用する。
- (2) ヘリコプターでの救助に備え、ヘリポートを整備するとともに、消防防災ヘリコプター、県警ヘリコプターやドクターへリ等が、上空から確認する際の目印となるものを検討しておく。
- (3) 村は、災害後遅滞なく管轄する道路の安全確認が実施できるようあらかじめ職員配置及び確認ルートを定めておく。
- (4) 村は、災害時には停電により生活に支障が出るとともに、被害状況を把握する方法がなくなることに備え、灯油やLPGガス等を利用して発電できる機器の設置を検討しておく。
- (5) 村は、孤立した集落の住民から救助要請があった場合に備え、孤立する可能性がある集落を表示した地図を作成するなど、消防、警察、自衛隊とともに住民の救援・救助体制の整備に努める。

第17節 医療計画

(住民福祉課)

災害の規模、態様によっては、医療機関の機能低下、交通の混乱による搬送能力の低下等の事態が予想されるため、関係機関の協力のもと早期に広域的医療活動が実施できるよう体制を整備する。

1 実施体制

- (1) 村は、天理地区医師会等の医療関係団体と協議し、医療救護班の整備を図る。
- (2) 村は、医療救護班の活動場所となる医療救護所を設置する。避難所に指定した施設等の中から医療救護所として使用可能な施設をあらかじめ指定するとともに、住民への周知を図る。
- (3) 災害救助法が適用されたときは、村は、県の委任に基づき日本赤十字社奈良県支部の協力を得ながら実施する。

〔県〕

- (1) 医療救護班の種類及び編成

ア 医療救護班の種類

- (ア) 医大・県立病院、保健所及び公的医療機関の職員による医療救護班
- (イ) 日本赤十字社奈良県支部所属職員による医療救護班
- (ウ) 奈良県医師会会員による医療救護班

イ 医療救護班の編成

- (ア) 医療救護班の編成単位は、おおむね医師1～2名、看護師2名及び事務1名を標準とし、適宜薬剤師を加える。救護に必要な医薬品、衛生材料を整備し、出動体制を整え、招集連絡方法を定めておく。

- (イ) 歯科医療救護班は、歯科医師1名、歯科衛生士2名及び補助者1名を標準とする。

- (2) 医療救護班の派遣に係る総合調整

県は、市町村から医療救護班の派遣要請があったときは、医大・県立病院及び保健所職員で構成する医療救護班を派遣するとともに、日本赤十字社奈良県支部、奈良県医師会、公的医療機関等に対して、医療救護班派遣に係る協力要請を行うことになっている。

さらに、必要に応じて他の都道府県又は国に対し医療救護班の派遣を要請するとともに、医療救護班の活動場所（救護所等）の確保を図るなど総合調整を行うことになっている。

- (3) DMA T（災害緊急医療チーム）の整備

ア DMA Tは、災害発生直後の急性期（おおむね48時間以内）に活動できる、機動性をもち専門的訓練を受けた医療チームで、県内では25チーム編成されている。

イ 県は、「奈良県D.M.A.T運用マニュアル」に基づき、迅速な派遣が図れるよう関係機関の情報共有・連絡体制の確立に努めるとともに、全ての災害拠点病院におけるD.M.A.Tの複数整備を促進する。

2 初期医療体制の整備

村は、災害発生後の電話、道路交通等の混雑、不通により、救急医療体制が十分に機能しない事態に対処するため、次により初期医療体制の整備を図る。

- (1) 医療救護所の設置箇所（資料5-2参照）を定め、住民に周知する。
- (2) 救護所等に医療救護用の医薬品及び資機材を備蓄する。
- (3) 医療機関の協力により、医療救護班を編成する。
- (4) 医療救護班の派遣要請の方法、重症者の搬出方法等を定める。
- (5) 応急手当等の家庭看護の普及を図る。

3 医療体制等の整備

村は、消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備する。傷病者の移送については、災害時には道路交通の混乱が予想されるため、県警察による交通規制の実施や、陸上輸送が困難な場合の県消防防災ヘリコプターによる搬送の要請など、関係機関との調整を行う。なお、医療機関については、資料5-1を参照のこと。また、関係機関の協力を得て、地域防災計画に基づく訓練を実施する。

〔関係機関〕

○医療機関

あらかじめ近隣の医療機関との協力体制の整備を図るものとする。

- (1) 災害時の緊急医療における医療機関については、救急医療のための施設・設備、体制等の充実を図る。

- (2) 災害時における医薬品等の需要については、迅速に対応できるようにする。

○天理地区医師会

災害時の医療・助産活動を担う医師、看護師等の医療関係者については、医師会等を窓口として災害時における協力体制を推進する。また、奈良県医師会との応援体制の整備を図るものとする。

4 災害情報の収集・連絡体制の整備

村は、医療機関の被害状況や医療機関に来ている負傷者の状況、医療従事者の活動状況を把握するため、情報通信手段の整備に努める。

〔県〕

地域の医療機関、医療関係団体、災害拠点病院、消防機関、保健所等間との情報ネットワーク化及び国、都道府県間との広域情報ネットワーク化を図り、災害時に必要な医療情報の収集、提供を行い円滑な連携の基に傷病者等の医療の確保を図るため、広域災害・救急医療情報システムの整備を図ることになっている。

第18節 防疫予防計画

(住民福祉課・環境衛生課)

災害の発生に伴う感染症の発生を未然に防止するため、防疫体制を確立する。

1 実施体制

災害時における被災地域の防疫は、第2章第20節防疫、保健衛生計画を踏まえ、村が県の指導、指示に基づいて行う。村で実施困難なときは、隣接する市、県（保健所）の応援を得て実施する。

2 防疫予防計画

- (1) 災害発生時において迅速に防疫活動が実施できるように防疫班（4～5名）を組織する。
- (2) 防疫班は村職員及び臨時に雇い上げた作業員をもって編成する。
- (3) 防疫実施計画を作成する。
- (4) 防疫用資機材及び薬品の調達計画を作成する。
- (5) 防疫作業の習熟を図り、防疫訓練を実施する。
- (6) 住民が行う防疫及び保健活動について指導する。

〔県〕

- (1) 保健所は、市町村における防疫措置について実情に即した指導を行うとともに、被災地の感染症患者の発生状況調査等を行うため、検病調査のため医師、保健師（又は看護師）を含む数名（3～4名）からなる検病調査班を編成することになっている。
- (2) 保健所は、管内の地理的条件と過去における被害の状況などを勘案して、災害予想図を作成するとともに、できるだけ周密な防疫計画を策定することになっている。

〔住民〕

し尿、ごみの自家処理に必要な器具等の準備を行うものとする。

第19節 廃棄物処理計画

(環境衛生課)

災害時に排出される廃棄物（浸水・倒壊家屋等から排出される木材・家具などの廃棄物や生活ごみ、し尿等）を迅速に処理し、早期復旧に資するため、平常業務を通じて諸計画を樹立し、廃棄物処理の万全を期する。

1 災害廃棄物処理計画による体制整備

災害時に排出される廃棄物の処理に備え、広域的な相互支援を視野に入れて、「山添村災害廃棄物処理計画」に基づき、県との連携による処理体制の構築を図る。

〔県〕

「奈良県災害廃棄物処理計画」に基づき、奈良モデル（県・市町村連携）で推進することにより、市町村等との協働・共有化を図り、各市町村における災害廃棄物処理計画の策定及び見直しを促進・支援する。

2 人員の確保

村は、災害時に関係者全員が廃棄物処理に従事できるよう平常時から特に健康保持について留意する。

3 収集車両の整備及び点検

村は、収集業務委託先に対し、災害時においてごみ収集業務が円滑に実施できるよう平常時からごみ収集車両の整備、点検の実施及び業者との協力体制の整備に努めるよう要請する。

4 廃棄物処理施設の整備等

- (1) 村は、一般廃棄物処理施設の整備及び火災発生防止のための診断の実施を行うとともに、維持管理のための点検の強化に努める。
- (2) 村は、天理市に対し、停電時の非常用自家発電設備及び断水時に機器の冷却水等に利用する地下水や河川水の確保等、設備が不能となった場合の代替設備の確保に努めるよう要請する。

5 災害時の相互協力体制

- (1) 村は、動員体制の整備及び他市町村との応援協定、関係業者等との協定・覚書の締結に努める。
- (2) 「奈良県災害廃棄物等の処理に係る相互支援に関する協定（平成24年8月1日締結）」（以下「相互支援協定」という。）に基づき、災害発生時に、県又は被災市町村からの支援要請に可能な限り応じるため、県が調整する相互支援体制（施設・人員等）の整備に協力するとともに、関係する施設等が最大限の処理能力を発揮できるよう平常時から必要な整備・維持管理に努める。

[県]

市町村間及び府県間の応援・動員体制についての整備を推進し、調整を行うことになっている。

6 廃棄物仮置き場等の配置計画

- (1) 仮設トイレ及びその管理に必要な薬剤等の備蓄、調達等の体制の整備に努める。
- (2) 一般廃棄物の収集車両の確保及び収集体制の整備に努める。
- (3) 生活ごみ及びがれき等の一時保管場所の配置計画による応急体制の確保を図る。

[県]

生活ごみやがれき等の広域的処理処分を行えるよう市町村間の調整を行うことになっている。

第20節 食料、生活必需品の確保計画

(総務課・住民福祉課・環境衛生課)

災害の発生に際し、被災住民の保護を目的とした食料及び生活必需品等（以下「物資」という。）の調達及び供給について、村・住民などそれぞれの役割分担を明確にして、平常時から調達及び供給体制の確立を図る。

1 物資の確保における役割

(1) 村の役割

村は、被災した住民や一時的滞在者に対して物資を供給するために、物資の調達及び供給計画を策定し、その計画に基づき地域に即した方法等により調達及び供給を行うための環境整備に努める。特に災害発生時に、被災した住民へ物資を円滑に供給するために、民間事業所の施設やノウハウを活用できるよう整備に努める。

(2) 住民の役割

住民は、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄に努めなければならない。

また、東日本大震災の経験から、交通及び物流ネットワークの寸断により、支援物資がすぐに行き渡らない可能性もあることから、防災の基本である「自らの安全は自らが守る」という原則に基づき、1週間分以上の食料、飲料水及び生活必需品を備蓄するよう努める。特に食物アレルギー等の食事に関して配慮が必要な住民は、平常時から3日分以上の分量を自ら確保するように努める。この分量を確保するためにローリングストック法等によりストックが可能な食料及び生活必需品を備蓄し、日常生活の中で、継続して備蓄できるように努める。

（ローリングストック法とは備蓄用の特別な食料を確保しておくのではなく、普段食べている食料を古いものから順に使い、食料を循環させる方法）

また、家族構成を考慮して、避難するときに持ち出す最低限の生活用品についても併せて準備するよう努める。

〔県〕

県は、被災住民に供給する生活必需品や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資及び市町村の要請を受けて必要となる物資の広域的かつ一元的な調達及び供給を行うための環境及び体制の整備に努めるとともに、市町村における計画策定にかかる助言を行う。特に災害発生時に、被災した市町村へ物資を円滑に供給するために、協定等に基づき倉庫協会等の民間事業所の施設及び物流事業者等のノウハウを活用する。

また、災害発生時は市町村を通じて、避難所における食物アレルギーを有するもの等のニーズに留意し、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。

2 平常時の物資調達

村は、供給に必要な物資の調達を行うために流通業者と協定を締結する等具体的方法を検討し、災害発生時に迅速かつ的確・適切に対処するための環境及び体制を整える。その方法は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 調達物資の品目・輸送拠点・輸送方法等を明らかにする。また調達物資の品目については、高齢者や乳幼児用物資にも配慮する。
- (2) 調達の方法は、自主備蓄・生産者備蓄・流通備蓄又は市町村間における応援協定の締結など、地域に即した方法を採用し、実効性の確保に努める。
- (3) 調達を行うための調達責任者及び担当者を指定し、その職務権限を明らかにする。
- (4) その他、物資の調達に必要なことを定める。

〔県〕

県は、供給に必要な生活必需品の調達を行うための具体的方法を検討し、災害発生時に迅速かつ的確・適切に対処するための環境及び体制を整える。その方法は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 調達する物資は、県が応急的に供給する品目と併せて、市町村の要請を受けて必要となる品目とする。
- (2) 調達の方法は、自主備蓄、生産者備蓄、流通備蓄等幅広く採用し、実効性の確保に努める。
- (3) 県及び市町村で応急対応又は応援措置等の実施が困難な場合等必要に応じ「近畿圏危機発生時等の相互応援に関する基本協定」及び「紀伊半島3県災害時相互応援協定」に基づく応援調達の内容を具体的に踏まえたものとする。

また、関西広域連合が民間物流事業者・流通業者等の参画を得て、緊急物資の輸配達及び緊急物資の確保・調達について課題と対応の方向を整理した「緊急物資円滑供給システム」を踏まえた災害時の実効性のある物資供給を図る。

- (4) 調達を行うための調達責任者及び担当者を指定し、その職務権限を明らかにする。
- (5) その他、物資の調達に必要なことを定める。

〔関係機関〕

○日本赤十字社奈良県支部

災害発生時、被災者援護等を実施するため、緊急援護物資の備蓄を行うものとする。

3 飲料水等の確保

- (1) 配水池の整備を進め、飲料水の確保を行う。
- (2) 他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水計画を作成する。
- (3) 給水タンク等応急給水資機材を整備するとともに、貯水槽を設置する。
- (4) 住民及び自主防災組織に対し、貯水や応急給水について啓発・指導を行う。
- (5) 水道工事業者等との協力体制を確立する。

〔住民〕

- (1) 貯水すべき水量は、1人1日3ℓを基準とし、世帯人数の3日分を目標とする。

- (2) 貯水する水は、水道水等衛生的な水を用いる。
- (3) 貯水に用いる容器は、衛生的で、安全性が高いものとする。

4 医薬品、医療資機材等の確保

- (1) 災害時に備え、医薬品等を備蓄するほか、救護班及び後方医療機関の行う救護医療活動のために必要な医薬品等の必要物資の確保・調達に努める。
- (2) 避難生活に必要な常備薬の備蓄に努める。

5 情報交換の実施

村は、物資の調達及び供給を迅速かつ的確・適切に実施するため県の情報責任者及び担当者と平常時から災害の発生に備えた情報交換を行う。

- (1) 村は、物資調達状況等の情報交換を行うための情報責任者及び担当者を指定するとともに、その職務権限を明らかにしておく。
- (2) 村は、平常時から調達物資の品目・数量・集積場所・民間との災害時応援協定の締結状況・調達責任者及び担当部署を県に報告する。
- (3) 村は、上記(2)の報告内容に変更が生じたときは、変更後の状況を速やかに県に報告する。

第21節 文化財災害予防計画

(教育委員会)

文化財は後世に伝えるべく貴重な財産だが、保存のみでなく活用との調和のとれた維持管理が求められる。災害予防対策はそのような特性を踏まえた、平常時の管理が必要である。

1 文化財の保存整備

(1) 管理状況の把握

村職員による適宜巡視、所有者、管理者等による情報提供、文化財保護委員の巡視報告等を通じ、管理状況の把握に努め、緊急時の対応に備える。なお、村内の文化財建造物設置防災施設については資料9-5参照のこと。

(2) 所有者・管理者への指導・助言

所有者・管理者に対し日常の災害対策の実施と、防災計画や対応マニュアルの作成について、指導・助言を行う。

(3) 文化財防災思想の普及活動

「文化財防火デー」等の行事を通じ、訓練や講習会の実施・参加をすすめ、所有者のみならず一般住民に対しても文化財災害予防に関する認識を高める。

(4) 関係諸機関との連絡・協力体制の確立

消防、警察等と連携のとれた連絡・協力体制を整備する。

2 文化財種別対策

(1) 建造物

防災設備未設置文化財への設置と、既設設備の点検整備の推進。風水害に備えた周辺の環境整備。保存修理による建築物としての性能維持。

(2) 美術工芸品・有形民俗文化財

防火・防犯設備未設置文化財への設置と収蔵庫建設の推進。

(3) 史跡、名勝、天然記念物

指定地域内の建造物の防災については建造物に準ずる。

3 災害別対策（文化財災害予防対策）

災害別	予防方法	予防対策
1. 火 災	1. 防火管理者の選任	災害を想定した消防計画の作成、設備の点検補修、消火訓練の実施、搬出品リストの作成
	2. 警報設備の充実強化	1 予防・通報設備の設置 自動火災報知設備、消防機関への非常通報設備・電話機設置、漏電火災警報設備

		2 既設設備の日常的な点検による維持管理
3. 消火設備の充実強化		<p>1 消防水利・消火設備の設置 貯水槽、屋内外消火栓、各種ポンプ、放水銃、池・河川等の消防水利への利活用整備、消火器、とび口、梯子、ドレンチャー設備（水噴霧消火設備）</p> <p>2 既設設備の日常的な点検による維持保全。改修による耐震性能強化</p>
4. その他		<p>1 火元の点検、巡視・監視の励行</p> <p>2 環境の整備と危険箇所の点検</p> <p>3 火気使用禁止区域の制定及び標示</p> <p>4 消防活動空間の確保 消防隊進入道路の開設・確保、消火活動用地の確保並びに整理、自衛消防隊の編成・訓練</p> <p>5 延焼防止施設の整備 防火壁、防火塀、防火戸、防火植栽防火帯</p> <p>6 収蔵庫等耐火建築物への収納</p>
2. 風水害	1. 環境整備	<p>1 倒壊、折損のおそれのある近接樹木の伐採・枝払・ワイヤー等による支持</p> <p>2 排水設備及び擁壁・石垣の整備</p>
	2. 応急補強	傾斜変形工作物への支柱、張網等の設置
	3. 維持修理の励行	屋根瓦の破損部挿替、弛緩部の補修、壁の繕い等
3. 落雷	1. 避雷設備の完備	避雷設備の新規設置、旧設備の改修
	2. 避雷設備の管理	接地抵抗値検査、各部の接続等の点検整備、有効保護範囲の再検討
4. 漏電	屋内外の電気設備の整備	<p>1 定期的な設備点検の実施</p> <p>2 漏電火災警報機の設置</p> <p>3 不良配線の改修</p> <p>4 安全設備の設置と点検</p>
5. 虫害	虫害発生源のせん滅と伝播の防止	<p>1 定期点検による早期発見</p> <p>2 環境整備</p> <p>3 防虫処理</p>
6. 材質劣化	適度な温・湿度の保持と照度調整	<p>1 温・湿度の定期的測定</p> <p>2 保存箱・収蔵庫への収納</p> <p>3 有害光線の減衰</p> <p>4 扉の適時閉塞</p>
7. 全般	(全般)	1 防災訓練の見学と学習

	<ol style="list-style-type: none"> 2 防災施設の見学 3 防災講演会の実施 4 防災・防犯診断の実施 5 各種設置機械類の機能検査 6 文化財管理状況の把握 7 文化財の搬出避難計画の検討 8 所有者による維持管理が困難な場合の美術館・博物館施設への寄託 9 災害時（大規模停電等）の警備体制検討
(防犯対策の強化)	<ol style="list-style-type: none"> 1 施錠 2 入口・窓等の補強 3 柵・ケース等の設置 4 防犯灯・防犯警報装置・防犯カメラの設置 5 記帳等による参観者の把握 6 監視人の設置 7 連絡体制の確立と連絡・通報訓練等

第22節 総合的な風水害防止対策

(総務課・農林建設課)

集中豪雨及び台風等による災害は、しばしば村内に被害をもたらしており、ときには、大きな被害が発生している。

また、本村は、地形的な特性から土砂災害やがけ崩れ等の可能性もあり、被害を最小限にとどめるための体制整備が必要である。

1 各施設の共通的な災害予防

各施設の管理者は、次により共通的な災害予防対策を講ずる。

(1) 緊急用の資機材の確保

緊急時の応急復旧用資機材の確保について、関係機関及び民間団体と協力し、資機材の備蓄に努める。

(2) 災害危険地区の調査及び住民への周知（資料10参照）

山地災害、地すべり等の危険区域及び浸水等による危険地域等を定期的に調査し、浸水想定区域、洪水予報の伝達方法、避難場所その他避難確保のため必要な事項を図面表示等にまとめた洪水ハザードマップ等を作成し、公表・配布、ホームページ掲載等により住民に周知するとともに、避難指示、避難勧告、避難準備情報等について、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成し、日頃から住民への周知徹底に努める。

2 治山施設等の災害予防

村は、国及び県の協力を得て次により山地、治山の災害予防対策を講ずる。

(1) 保安林の指定及び整備

ア 森林の維持造成を通じ災害に強い郷土づくり及び山地に起因する災害を防止するため、重要な森林を保安林に指定するとともに、指定保安林の保全に努める。

イ 指定目的に即した保安林の整備を促進するとともに、保安林の質的な向上に努める。

(2) 治山施設の整備

ア 危険地区等の点検・調査

山地災害危険地区において、危険度を把握するために定期的な点検・調査を実施する。危険性の高い地区については、保安林又は地すべり防止区域に指定し、治山施設、地すべり防止施設の整備を治山事業計画に基づいて計画的に進める。

イ 既存施設の調査、補修等

既存施設について、定期的に現地調査を実施し必要に応じ修繕等を行う。

(3) 林道施設の整備

村は、災害時に孤立のおそれのある集落の避難・う回路として、連絡線形となるような林

道を森林整備事業計画に基づいて整備するよう努める。

(4) 農作物、林産物の予防対策

適地適作等により災害の回避を図るとともに、積極的な対策として耐倒伏性品種の導入、肥培管理や水管理の適正化による倒伏防止を図る。

3 河川管理施設等の災害予防

河川管理者等は、次により河川施設及び災害危険箇所の点検、調査等の災害予防対策を講ずる。

- (1) 各施設の点検要領に基づき安全点検を実施し、必要な補修、改修等を計画的に実施する。
- (2) 災害危険箇所を定期的に調査し、危険箇所整備計画を策定する。

4 ダムの災害予防

村は、ダム設置者と平常時から連携を強化し、相互の応援・協力体制を定めておく。

【関係機関】

○水資源機構木津川ダム総合管理所・上津ダム管理所

ダムの設置・管理者は、河川法の定めるところにより、流水の貯留及び放流の方法、放流の際にとるべき措置、洪水に対する措置等ダムの災害の防止に万全を期するものとする。

5 洪水災害に係る避難体制の整備

村は、河川のはん濫による洪水災害から住民の生命を守るため、河川の水位や警戒巡視等に基づく避難勧告等の判断基準を定めるとともに、住民への情報伝達体制及び避難誘導体制を整備する。

6 浸水想定区域における避難確保措置

村は、浸水想定区域の指定があったときは、当該浸水想定区域ごとに、洪水予報及び水位到達情報（以下「洪水予報等」という。）の伝達方法、避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を定める。

なお、浸水想定区域内に、要配慮者利用施設（主として高齢者、しうがい者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）がある場合には、当該施設の名称及び所在地並びにそれらの利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう洪水予報等の伝達方法を定める。

第23節 総合的な土砂災害防止対策

(総務課・農林建設課)

地すべり、山崩れ、崖崩れ等による災害を未然に防止し、また、被害を最小限にとどめるため、村は関係機関と連絡をとり、危険地域の現況を把握し、総合的かつ長期的な対策を講ずる。

1 地すべり等防止施設の整備

風水害等により、災害の発生が予想される地すべり危険箇所、土石流危険渓流、急傾斜地崩壊危険箇所について防災施設の整備等の土砂災害対策を県の協力を得ながら促進する。

(1) 地すべり対策事業の施行

ひとたび地すべりが発生すると、多くの人家、農耕地、公共施設などに被害を与える直接被害にとどまらず、その後の降雨等により重大な二次災害の発生が予想されるため、危険箇所については、地すべり防止区域に指定し、逐次工事を行い、地すべりの防止又は軽減に努める。

(2) 砂防事業の施行

砂防施設の整備については、土石流が発生するおそれのある渓流は砂防指定地に指定し、砂防堰堤工、渓流保全工などの防止施設を重点的に整備し、土石流等による災害の防止工事を促進する。

(3) 急傾斜地崩壊対策事業の施行

急傾斜地の崩壊により人命被害の発生するおそれのある区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定し、区域内の行為を制限し、防災体制の確立を図るとともに、危険度の高い箇所から積極的に防止工事を推進する。

2 総合的な土砂災害防止対策の推進

土砂災害に対する防災対策を進めるに当たっては、行政と住民が常に情報を共有し、行政側の「知らせる努力」と住民側の「知る努力」とが相乗的に働くことを目指す。そのため、土砂災害から人命・財産を守るため、従来より実施している施設整備などのハード対策だけでなく、住民に対する土砂災害危険箇所の周知、土砂災害警戒情報の活用等のソフト対策を推進していく。

また、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」(以下「土砂災害防止法」という。)に基づき、土砂災害から住民の生命を守るために、土砂災害警戒区域等における警戒避難体制の整備促進を図る。

なお、土砂災害警戒区域等には原則として要配慮者利用施設の新築等は行わないものとするが、やむを得ず新築等を行う場合は、設置者に対し、警戒避難体制等に関する事項について助言を行う。

(1) 土砂災害危険箇所の周知と防災意識の啓発

土砂災害は突発的に発生するため、警戒避難体制を整えるには、まず住民の土砂災害に対する認識と理解が必要である。そのため、土砂災害ハザードマップの作成・活用や、研修会等の機会を通じて住民に対して土砂災害危険箇所等の周知を図り、要配慮者利用施設、自治会等と連携をとって、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施する。

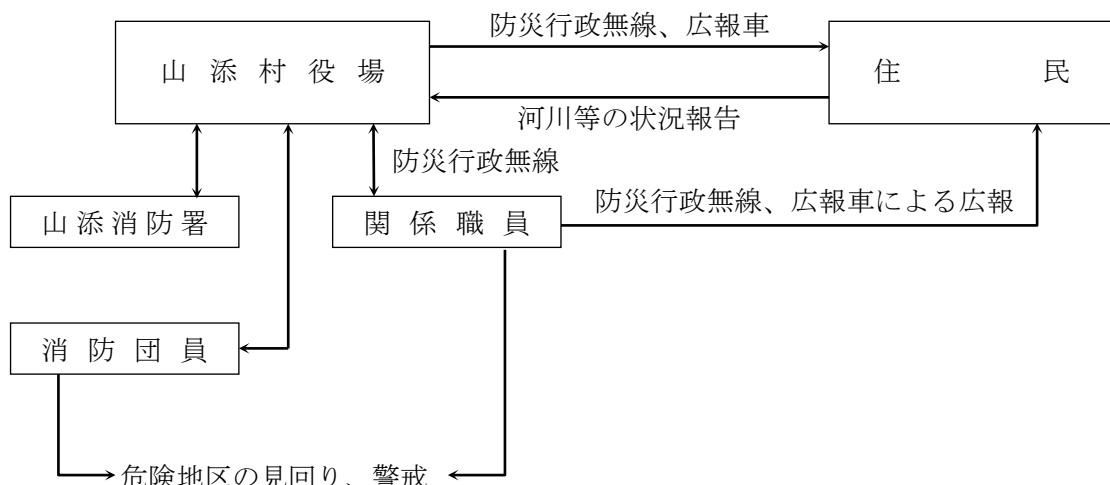
(2) 土砂災害警戒情報の活用

大雨により土砂災害発生の危険が高まり、より厳重な警戒が必要な場合に県及び奈良地方気象台が共同で発表する土砂災害警戒情報について、避難勧告の発令基準として活用する等災害応急対応を適時適切に行えるようにするとともに、住民に対して自主避難の判断等に利用するよう周知するなど、活用する。

(3) 警戒避難体制の整備

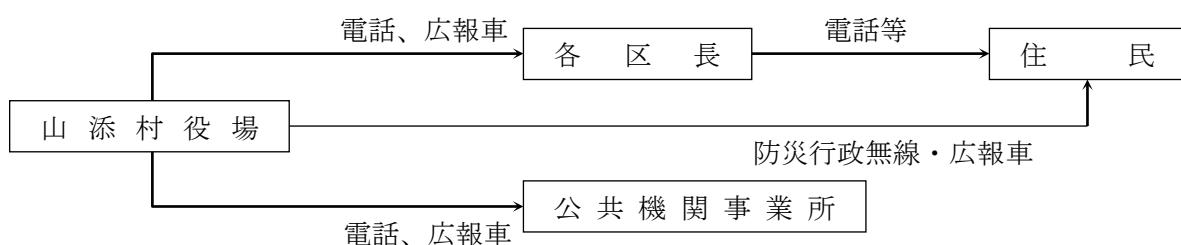
村は、土砂災害防止法に基づき、住民が安全で円滑な避難ができるよう、大雨に関する予警報や土砂災害に関する情報の収集及び伝達、警戒避難その他、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制について定める。

ア 警報を発令したとき（警戒体制）



イ 避難勧告・指示を発令したとき（避難体制）

(ア) 住民への連絡系統及び方法



(イ) 誘導分担

名 称	担 当 地 区 名
第 1 分 団	室津、松尾、的野、峰寺、桐山、北野
第 2 分 団	春日、大西、菅生、上津、下津、遅瀬

第 3 分 団	中峰山、広代、中之庄、吉田、広瀬、鶴山、片平、葛尾
第 4 分 団	岩屋、毛原
第 5 分 団	三ヶ谷、勝原、切幡
第 6 分 団	伏拵、助命、箕輪、大塩、堂前

(4) 警戒避難体制の周知

村は、土砂災害警戒避難ガイドライン（平成27年4月改訂 国土交通省砂防部）を踏まえ、土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項として、次の項目について村地域防災計画に記載することにより、住民に対し周知するように努める。

ア 情報の収集及び伝達体制

雨量情報、土砂災害警戒情報、住民からの前兆現象や近隣の災害情報等についての情報の収集及び伝達体制

イ 土砂災害警戒区域等の周知

土砂災害危険箇所及び土砂災害警戒区域等の周知

ウ 避難勧告等の発令基準

土砂災害警戒情報が発表された場合直ちに避難勧告・避難指示を発令することを原則とするなど、迅速かつ的確な避難勧告が行えるように、また、気象や災害の状況に合わせて適切に避難勧告等の発令判断ができるよう、「県及び奈良地方気象台から土砂災害警戒情報が発表された場合」等の具体的な発令基準の設定と周知。発令基準は、地域ごとの前兆現象等の情報を加えた実際的なものとする。

なお、天候が回復しても、避難勧告の解除に当たっては土壤雨量指数が十分に低下したことや、前兆現象がないことを確認する。

エ 避難単位の設定

避難勧告等の発令単位として、土砂災害警戒区域等を踏まえ、自治会等、同一の避難行動をとるべき避難単位

オ 避難所の開設、運営

避難所の開設、運営体制、避難所開設状況の伝達体制や土砂災害に対して安全な避難所

カ 要配慮者への支援

要配慮者利用施設、在宅の要配慮者に対する情報の伝達体制や要配慮者情報の共有方法

キ 防災意識の向上

防災訓練、住民説明会、防災教育の実施等、住民の防災意識の向上

(5) 要配慮者利用施設における防災体制の確立

土砂災害を受けるおそれのある要配慮者利用施設の管理者に対して、県と協力して、土砂災害危険箇所及び急傾斜地崩壊危険区域等、避難場所、警戒避難基準等の情報を提供し、警戒避難体制の確立などの防災体制の整備に努める。

また、従来から要配慮者は自力で避難することが一般的に困難であることにかんがみ、近隣住居者等の協力を得て早めの避難誘導を行うよう努める。

(6) 在宅要配慮者に提供するための情報の伝達方法を定めるとともに警戒避難体制の確立に努

める。

3 農地保全

風水害等の異常な自然現象に際し、崩壊の危険のある農地農業用施設の保全を図る。

4 治山

林地の保全に係る治山施設を積極的に設置することによって、流域の保全及び土砂崩壊等による災害の防止を推進する。

また、荒廃地及び荒廃の兆しのある危険地のうち地況、林況、地質特性、保全対象等から判断し、緊急を要するものから治山工事を推進する。

第24節 火災予防計画

(総務課)

各種火災に対処するため、消防職員、消防団員の教養訓練と消防諸施設の拡充強化を図るとともに、消防相互応援を密にして予防消防の実を挙げ、消防思想の普及徹底に努めることにより、住民の生命・身体・財産を保護し、火災による被害を軽減する。

また、社会、経済等の進展に伴い、災害も複雑化、大規模化していく傾向にある。このような状況のもと、消防活動の体制を強化していくとともに防災関係機関と協力し、災害の未然防止対策を推進する。

1 消防団員の教育

消防団長は、消防団員に対して次の教育訓練を行う。また、消防署は、人員配備の強化を図る。

- (1) 一般教育…火災・消火及び応急手当に対する一般的知識の習得を図る。
- (2) 委託教育…奈良県消防学校に入校させ消防知識、実務能力のかん養を図る。
- (3) 訓練
 - ア 消防用機械器具操法訓練を実施する。
 - イ 機関運用及び放水演習を各分団毎に実施するほか年1回全員招集して行う。
 - ウ 防火訓練、救急訓練、災害応急対策訓練等年1回以上実施する。

2 消防力・消防水利等の整備

「消防力の整備指針」に基づき、消防施設、設備及び人員の確保を図り、装備の近代化を促進する。また、「消防水利の基準」に適合するように、県の補助事業等を活用しながら、次のとおり消防組織の充実を図り、消防設備等の整備に努める。

- (1) 村は、消防団の施設・設備の充実に努めるとともに、青年層、女性層の消防団への参加促進を図る等の消防団の充実強化に努める。
- (2) 村は、地域住民が発災直後において、円滑に初期消火を行うための、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付積載車、可搬式小型動力ポンプ、ホース格納箱等の消防設備の整備に努める。
- (3) 村は、災害時の消火栓の使用不能、防火水槽の破損等に対処するため、貯水槽等の計画的な整備を進めるとともに、農業用水、プール、井戸等の自然水利の確保に努め、水利の多元化を推進する。

3 火災予防

消防署は、次の方法により火災予防広報を推進し、住民に対する防火知識の普及と住民全体の連帶的防火意欲の向上を図る。

(1) 広報紙、新聞等に積極的に資料を提供し、広報を行う。

(2) 火災予防運動期間中次の広報活動を行う。

ア 広報紙による広報

イ 広報車による広報

ウ 防災行政無線による広報

(3) 各種団体を対象にした防火講演会等の実施

4 出火防止・初期消火

災害時においては、消防力にも限界があることから地域住民が家庭や職場などで行う初期消火が極めて有効であり、住民による初期消火能力を高め、家庭、地域及び職場における自主防災体制を充実し、消防署と消防団等が一体となった火災防止対策を推進するため、次のとおり活動体制を確立する。

(1) 家庭、地域における初期消火体制の整備

ア 地域単位で自主防災組織の育成を図り、平常時から災害時における初期消火等について具体的な活動要領を定めておく。

イ 女性による家庭防火思想の普及徹底を図るため、組織づくりの推進及び育成を図る。

ウ 幼年期における防火教育を推進するため、園児、小学生及び中学生を対象とした組織の育成・充実を図る。

(2) 職場における初期消火体制の整備

ア 災害時には事業所独自で行動できるよう事業所における自衛消防組織等の育成強化を図る。

イ 職場の従業員及び周辺住民の安全確保のために、平常時から災害時等における初期消火等について具体的な対策を検討する。

(3) 地域ぐるみの防災訓練等の実施

ア 住民参加による地域ぐるみの防災訓練を実施し、初期消火に関する知識、技術の普及を図る。

イ 計画的かつ効果的に防災教育、防災訓練を行い、住民の防災活動力を一層高めていくとともに、家庭、自主防災組織及び事業所等の協力・連携を促進し、地域における総合防災体制の充実強化を図る。

ウ 初期消火の実効性を高めるため、消火器や消火バケツ等の普及に努める。

エ 住宅用火災警報器の設置推進を図る。

5 火災警報

村長は、必要に応じて火災警報を発令し、火災予防に万全を期する。

(1) 火災警報発令の基準

ア 知事より通報を受けたとき。

イ 気象の状況が次に該当し、火災の予防上危険であると認めたとき。

実効湿度65%以下であって、最小湿度が40%を下回り、かつ、最大風速が7m/sを超える見込みのとき。風速12m/s以上又は、12m/s以上となる見込みのとき。ただし、

降雨、降雪中は通報しないこともある。

(2) 火災警報解除の基準

ア 知事より通報を受けたとき。

イ 平常の気象状況に復したとき。

(3) 火災警報の伝達

火災警報を発令した場合は、警戒に万全を期するため、次に定めるところにより、伝達及び住民に対して周知しなければならない。

火 灾 警 報 発 令 信 号

ア 防災行政無線によるもの

イ サイレンの吹鳴によるもの

約30秒

^



約 6 秒

ウ 掲示板によるもの

○火災警報発令中

火 灾 警 報 解 除 信 号

ア 防災行政無線によるもの

イ サイレンの吹鳴によるもの

約10秒

^

約 1 分



約 3 秒

ウ 掲示板の降下によるもの

(4) 警戒出動のための要員出動又は伝達の方法

警戒要員への伝達は、防災行政無線により、又は電話により直接要員に伝達する。

出動要員の人員等については、各分団ごとに別に定めておく。

(5) 火災警報発令時の火気使用制限

火災警報発令時には、次に掲げる火気使用制限を実施する。

ア 山林、原野への火入れの禁止

イ 煙火の打ち上げの禁止

ウ 屋外におけるたき火等の禁止

6 火災予防査察

火災警報が発令された場合のほか、通常の場合においても、火災発生及び被害の拡大を防止するため、警戒担当区域を決め、事業所、学校、危険物取扱関係施設、文化財、その他の事業所及び一般住宅等の施設について、防火管理者の協力を得て、予防対策、消火設備、避難設備等を重点に査察する。

(1) 特別査察

特に必要と認めたときは、特別査察実施計画を立て、査察員に命じて特別査察を行う。

(2) 定期査察

査察員に査察担当区域又は指定した定期査察実施計画に基づき定期的に実施する。

(3) 隨時査察

査察が必要と認められるときは、その都度隨時に、査察員に命じて査察を実施する。

(4) 査察事項

法令及び条例の防火に関する基準を根拠として、おおむね奈良県広域消防組合火災予防規程別表に基づき実施する。

7 防火対象物の防火管理者への指導

学校、事業所等、消防法第8条に規定する防火対象物（資料9-4参照）の管理者等に対し、必ず防火管理者を選任するように指導するとともに、消防計画を作成させ、この計画に基づき消防訓練を実施、消防用設備等の整備点検及び火気の使用等、防火管理を徹底するよう指導する。

8 消防機械器具の点検と水利の確保

消防署及び消防団は、火災が発生した場合、迅速に消防活動が実施できるよう、日頃から消防機械器具の点検と水利の確保に努める。

(1) 機械器具の点検及び整備

地域住民が発災直後において、円滑に消火活動を行うための、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ及び積載車等の消火資機材の整備、点検に努める。

ア 通常点検…毎月1回以上機械器具の手入れ、放水試験等を行う。

イ 特別点検…年1回以上各分団ごとに行う。

ウ 現場点検…火災警報等の発令下における、機械器具、人員の配置及び防火等災害防止対策が適正に行われているかについて行う。

(2) 水利の確保

災害時の消火栓の使用不能、防火水槽の破損等に対処するため、貯水槽等の計画的な整備を進めるとともに、河川、プール、井戸等の自然水利の確保に努め、水利の多元化を推進する。

9 救急・救助体制の整備

(1) 消防署の救急隊員の専任率の向上を図るとともに、救急の高度化を図るため、高規格救急自動車の整備拡充、救急救命士の育成に努める。

(2) 住民に対して心肺蘇生法などの応急手当に関する知識・技能の普及を推進する。

(3) 発災時に救急隊員が救護所等において負傷者のトリアージが適切に実施されるよう研修の実施に努める。

(4) 地域住民が地域レベルでの防災活動の用に供するため、エンジンカッター、チェーンソー、ジャッキその他救助活動に必要な資機材の整備を促進する。

(5) 自らが保有する救助資機材だけでは不足する場合に備えて、民間団体の重機等の提供が受けられるよう協力体制の整備に努める。

第25節 林野火災予防計画

(総務課・農林建設課)

村域の約8割が山林で覆われている本村においては、林野火災の予防対策の推進が非常に重要な課題である。村は、県、森林組合及び林野の所有（管理）者等と連携し、平常時から、次に掲げる事項を中心に、林野火災に即応できる組織の確立、出動計画の策定を行うなど必要な環境整備に努める。

1 林道、森林の整備

- (1) 林道管理者は、消防用車両等の通行に支障のないよう、林道の適正な維持管理に努める。
- (2) 森林の整備については、森林区画、尾根等を利用し、防火樹帯を整備するとともに、立地条件、気象条件を考慮し、防火線を布設するよう努める。

2 監視体制の強化

村は、林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化するとともに、次の事項を実施する。

- (1) 火災警報の発令等

気象状況等が、火災予防上危険であると認められるときは、火災に関する警報の発令、地区住民及び入山者への周知等必要な措置をとる。

- (2) 火災警報の周知徹底

火災警報の住民、入山者への周知は、打鐘、サイレン等の消防信号を活用するほか、広報車による巡回広報、防災無線等により周知徹底を図る。

3 林野所有（管理）者等への指導

- (1) 防火線、防火樹帯の整備

村は、林野所有（管理）者に対して、防火線、防火樹帯の整備及び造林地における防火樹の導入の促進に努めるよう指導を行う。

- (2) 防火用水の確保

村は、林野所有（管理）者に対して、自然水利の活用等による防火用水の確保に努めるよう指導を行う。

- (3) 森林等への火入れの制限

森林等への火入れは、森林法（昭和26年法律第249号）第21条の定めるところにより、村長の許可を得て行う。村長は、許可条件等について事前に森林管理事務所等の関係機関と十分に協議する。また、火入れの場所が隣接市に近接している場合は、事前にその市に通知する。

- (4) 火の使用制限

村は、気象条件によっては、入山者等に火を使用しないよう指導する。火災警報発令時等、特に必要と認めるときは、一定区域内のたき火、喫煙など、火の使用制限を徹底する。

(5) 火気使用施設に対する指導

消防機関は、森林内及び周辺に所在する民家、作業所、山小屋等火気を使用する施設の管理者に対して必要に応じて査察を実施し、施設の改善等の指導を行う。

4 防火知識の普及

林野火災は、入山者のたばこ、たき火等の不始末など人為的原因によるものが大半であることから、入山者、地域住民、林業関係者に対し、森林愛護及び防火思想の普及、徹底を図る。

(1) 公衆に対する啓発活動

ア 広報宣伝の充実

村は、県、消防機関、森林管理事務所、その他林野関係各機関と連携して広域的な林野火災防止運動を展開し、登山・観光・保養等の森林利用のマナー向上と定着を図る。

イ 学校教育による防火思想の普及

村は、県、消防機関、森林管理事務所、その他林野関係各機関及び村教育委員会の協力を得て、学校における自然愛護、森林愛護等の情操教育を通じた防火思想の普及を図る。

(2) 地域住民、林内作業者に対する啓発活動

ア 地域での指導・啓発

村は消防機関と連携し、林野内に立ち入る機会の多い山間地域の住民を対象に、林野火災発生防止に関する講習会等を開催し、防火思想の啓発・普及を図る。

イ 職場での指導・啓発

林野関係機関・事業者は、消防機関の協力を得て職場での講習会等を開催し、職員に対して林野火災防止対策及び発生時の対処について周知徹底を図る。

5 山林防火パトロールの強化

パトロール等の実施により災害を未然に防ぐよう努める。

(1) 広報車等により、ハイキングコース等での禁煙の呼びかけ及び巡回広報の実施

(2) 強風時や空気乾燥時等の気象状況により、火災の発生危険及び拡大危険がある場合の山林やハイキングコースにおけるたき火、たばこ火の注意等の指導の実施

6 警戒業務

林野所有（管理）者と協力して警戒活動を実施する。

(1) 普通警戒

例年3月から5月までの季節風の吹く気象条件の悪化時等には、消防職員及び消防団員により管内の巡回警戒を行う。

(2) 特別警戒

春季に多い次のような異常気象時には、広報車及び村防災行政無線等を活用して行楽客や住民に啓発を行い、火災発生危険の排除を図る。

ア 乾燥注意報、強風注意報、火災気象情報などの発令時

イ 連日の晴天などにより、平素に比べて火災発生率が高いと察せられる場合